

国土交通省 環境行動計画の点検

目次

「環境行動計画」について	・・・ 2 P
「環境行動計画」点検について	・・・ 3 P
「評価方法」について	・・・ 4 P
「評価の結果概要」について	・・・ 6 P
「柱ごとの総括」について	・・・ 7 P
柱 1 地球温暖化対策・緩和策の推進	・・・ 8 P
柱 2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進	・・・ 3 5 P
柱 3 地球温暖化対策・適応策の推進	・・・ 4 5 P
柱 4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進	・・・ 5 1 P
柱 5 循環型社会の形成に向けた取組の推進	・・・ 7 4 P
柱 6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進	・・・ 8 0 P
柱 7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進	・・・ 9 0 P
地球温暖化対策計画に盛り込んでいる国土交通省関係の施策	・・・ 1 0 1 P

基本とすべき5つの視点

総合性・連携性の発揮	(1) 環境と経済・社会の統合的向上、グリーン・イノベーション※貢献 ※環境分野の技術革新による経済発展	(例：環境対応車の開発・普及及び住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ・再エネ関係の技術開発・普及促進の一体的推進)
	(2) 技術力を活かした国際交渉や国際環境協力に取り組む	(例：IMOにおけるCO ₂ 排出規制の国際的枠組み作り主導と世界最先端の海洋環境技術開発・海外展開の一体的推進、再生水に係る国際標準化)
	(3) 面的な広がりを視野に入れた環境保全施策の展開	(例：流域単位における生態系ネットワーク形成、低炭素都市づくりの推進)
	(4) 人や企業の行動変容、参画・協働の推進	(例：環境教育、「見える化」等による公共交通機関利用、省エネ性能の優れた住宅・建築物の選択促進、多様な主体との連携による生態系ネットワーク形成)
	(5) 長期的視野からの継続的な施策展開を重視する	(例：長期的な気候変動予測、リスク評価等に基づく適応策決定、継続的リスク評価による見直し)

今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」：各分野の施策と指標値の例

分野Ⅰ 低炭素社会

分野Ⅱ 自然共生社会

分野Ⅲ 循環型社会

- 柱1.**
地球温暖化対策・緩和策の推進
- 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進
指標：新車販売に占める次世代自動車の割合
(平成24年度 19.7% ⇒ 平成32年度 50%)
 - 住宅・建築物の省エネ性能の向上
指標：新築建築物（床面積2000㎡以上）における省エネ基準適合率（平成25年度93% ⇒ 平成32年度100%）
- 柱2.**
社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進
- 下水道バイオマス等の利用の推進 他
指標：下水污泥エネルギー化率
(平成25年度約15% ⇒ 平成32年度約30%)

- 柱4.**
自然共生社会の形成に向けた取組の推進
- 下水道整備による水環境改善
指標：汚水処理人口普及率
(平成25年度89% ⇒ 平成32年度96%)
 - 水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり 他
指標：都市域における水と緑の公的空間確保量
(平成24年度12.8人/㎡ ⇒ 平成32年度14.1人/㎡)

- 柱5.**
循環型社会の形成に向けた取組の推進
- 建設リサイクルの推進
指標：建設副産物再資源化・縮減率等
(建設廃棄物全体)
(平成20年度93.7% ⇒ 平成30年度96%以上)
 - 下水道資源の有効利用の推進 他
指標：下水污泥リサイクル率
(平成26年度約63% ⇒ 平成37年度約85%)



分野Ⅳ 分野横断的な取組

- 柱3.**
地球温暖化対策・適応策の推進
- 適応計画の推進及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進 他
- 
- 電気バス 超小型モビリティ CNGトラック

- 柱6.**
賢い環境行動の選択を促す施策の推進
- 河川・海・公園等をフィールドとする体験学習、環境教育機会の拡大 他

- 柱7.**
技術力を活かした環境貢献の高度化の推進
- 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進 他

環境政策における国土交通省の長期的な役割

- パリ協定を踏まえ、長期的な観点からの温室効果ガスの大幅削減・脱炭素化に向けて特に重要な取組として以下を例示**
- 社会・生活の基盤の低炭素化に向けた個別の取組
 - (1) 都市の低炭素化に資するコンパクト+ネットワークの推進、(2) 自動車における取組、(3) 住宅・建築物における取組
 - 様々な分野において実施すべき取組や長期的な取組の持続性を高めるための取組
 - (4) 各主体の環境に配慮した行動を促す取組、(5) リサイクル全体を通じた排出量の削減、(6) ポリミックスの推進によるより一層の環境・経済・社会の統合的向上

「環境行動計画」点検について

1. 点検の概要

環境行動計画の点検については、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議に、点検内容等について報告することとなっている。

2. 点検の対象

環境行動計画の第三章別表に示された施策の平成30年度（2018年度）の実績、及び平成31年度（令和元年度・2019年度）における取組

※なお、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）に盛り込んだ国土交通省関係の施策については、本環境行動計画に反映されているため、本点検の中で点検を行うこととする。

3. 評価方法

3月26日に地球温暖化対策推進本部幹事会が開催され、地球温暖化対策計画の2018年度の進捗点検の内容について了承されている。また、3月末には地球温暖化対策推進本部が開催され、同様の内容で進捗点検が行われる。

国土交通省 環境行動計画のうち、定量的な指標を設定した施策については、この地球温暖化対策計画の評価方法に沿った形で評価を行い、指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を行う。

評価方法(1)

<定量的な指標を設定した施策>

●各対策・施策の指標について、2018年度までの実績値や対策・施策の実施状況等を踏まえた、各対策・施策の目標年度における目標水準への到達見通しを踏まえ、以下の5段階で評価する。

指標	意味
A	このまま取組を続ければ目標年度にその目標水準を上回ると考えられ、かつ、2018年度の実績値が <u>既に目標年度の目標水準を上回る</u>
B	このまま取組を続ければ指標等が <u>目標年度に目標水準を上回ると考えられる(Aを除く)</u>
C	このまま取組を続ければ指標等が <u>目標年度に目標水準と同等程度になると考えられる</u>
D	取組がこのままの場合は指標等が <u>目標年度に目標水準を下回ると考えられる</u>
E	その他(データ未集計等)

●各指標の根拠となる計画について

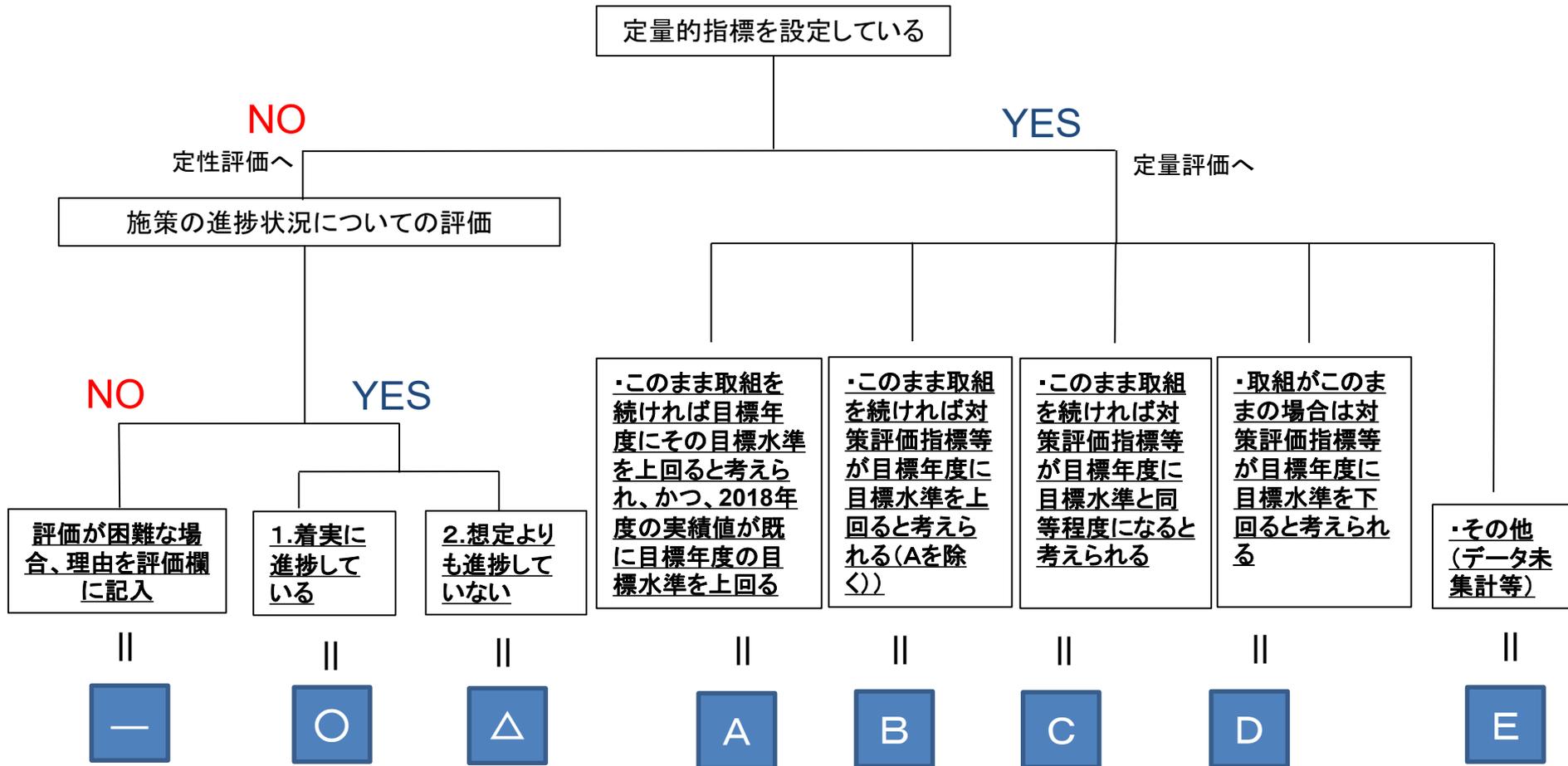
- ・地球温暖化対策計画・・・**温**と表示
- ・社会資本整備重点計画・・・**社**と表示
- ・交通政策基本計画・・・**交**と表示
- ・その他・・・計画の名称を記載

<定量的な指標を設定していない施策>

●指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を実施

評価方法(2)

<今年度評価の考え方>



評価の結果概要

	＜定量的な指標を設定している施策＞							＜定量的な指標を設定していない施策＞								
	A・B・C (目標水準と同程度・上回る)		D (目標水準を下回る)		E (データ未集計等)		前回合計 (H29年度 施策)	今回合計 (H30年度 施策)	○ (着実に 進捗)	△ (想定よりも進 捗していない)		— (評価困難)		前回合計 (H29年度 施策)	今回合計 (H30年度 施策)	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回			前回	今回	前回	今回	前回	今回		
柱1 地球温暖化対策・ 緩和策の推進	40 (75%)	40 (75%)	13 (25%)	13 (25%)			53	53	11 (100%)	11 (100%)					11	11
柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進	4 (100%)	4 (100%)					4	4	9 (100%)	9 (100%)					9	9
柱3 地球温暖化対策・ 適応策の推進	3 (43%)	5 (71%)	4 (57%)	2 (29%)			7	7	6 (100%)	6 (100%)					6	6
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進	10 (100%)	10 (100%)					10	10	31 (100%)	31 (100%)					31	31
柱5 循環型社会の形成 に向けた取組の推進	6 (67%)	7 (78%)		1 (11%)	3 (33%)	1 (11%)	9	9	4 (100%)	4 (100%)					4	4
柱6 賢い環境行動の選 択を促す施策の推進									16 (100%)	16 (100%)					16	16
柱7 技術力を活かした 環境貢献の高度化の推 進	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)			2	2	12 (100%)	12 (100%)					12	12
合計	64 (75%)	67 (79%)	18 (21%)	17 (20%)	3 (4%)	1 (1%)	85	85	89 (100%)	89 (100%)					89	89

柱ごとの総括

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

- モード単体対策は概ね改善が進んでいるが、モーダルシフト等モード転換施策で停滞がみられる。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・モーダルシフトは自然災害が障害となっており、今後適応策と一体となった取組が必要。
 - ・住宅・建築物部門は一層の省エネ性能向上を図るため、建築物省エネ法を改正(2019年5月公布、11月に一部施行)

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

- 洋上風力発電促進、水素利活用のための環境整備が進む。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・法整備、技術基準・ガイドライン策定により洋上風力促進のための環境整備を進める。
 - ・豪州の褐炭由来水素の利活用のため、2019年11月に水素運搬船が進水。2020年秋に神戸空港に隣接する港湾地区に貯蔵開始。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

- (特記すべき施策・課題等)
 - ・政府全体の「気候変動適応計画」の閣議決定(法定化)に合わせ、2018年に国土交通省気候変動適応計画の改正を行った。
 - ・2020年1月より防災減災のための大臣プロジェクトをスタート。今夏の対策のとりまとめに向け議論を行っている。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

- 昨年度との比較では、下水道整備による水環境改善などが進んだ。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・グリーンインフラの先導的な分野横断型な取組を推進するため、官民連携プラットフォームを2020年3月に立ち上げた。
 - ・引き続き、都市緑化、河川環境の保全と親水の促進等の施策を進める。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

- (特記すべき施策・課題等)
 - ・建設リサイクル推進計画の計画期間が2020年に終了することから、新たな計画策定に向けた議論をスタート。
 - ・中古住宅のリフォーム・流通促進に遅れが見られる。認証制度、評価制度の整備、普及、税制面での支援を図る。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

- 消費者啓発を行うことで、柱1～柱5の施策を補強した。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

- 技術的な施策により、柱1～柱5の施策を補強した。またこれらの分野で国際貢献を行った。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

- 項目1-1 低炭素都市づくりの推進
- 項目1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進
- 項目1-3 交通流対策等の推進
- 項目1-4 公共交通機関の利用促進
- 項目1-5 物流の効率化等の推進
- 項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進
- 項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- 項目1-8 下水道における省エネ対策等の推進
- 項目1-9 建設機械の環境対策の推進
- 項目1-10 温室効果ガスの吸収源対策の推進

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

低炭素まちづくりの推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を継続して実施。
令和元年度末時点において、25都市が低炭素まちづくり計画を策定済。

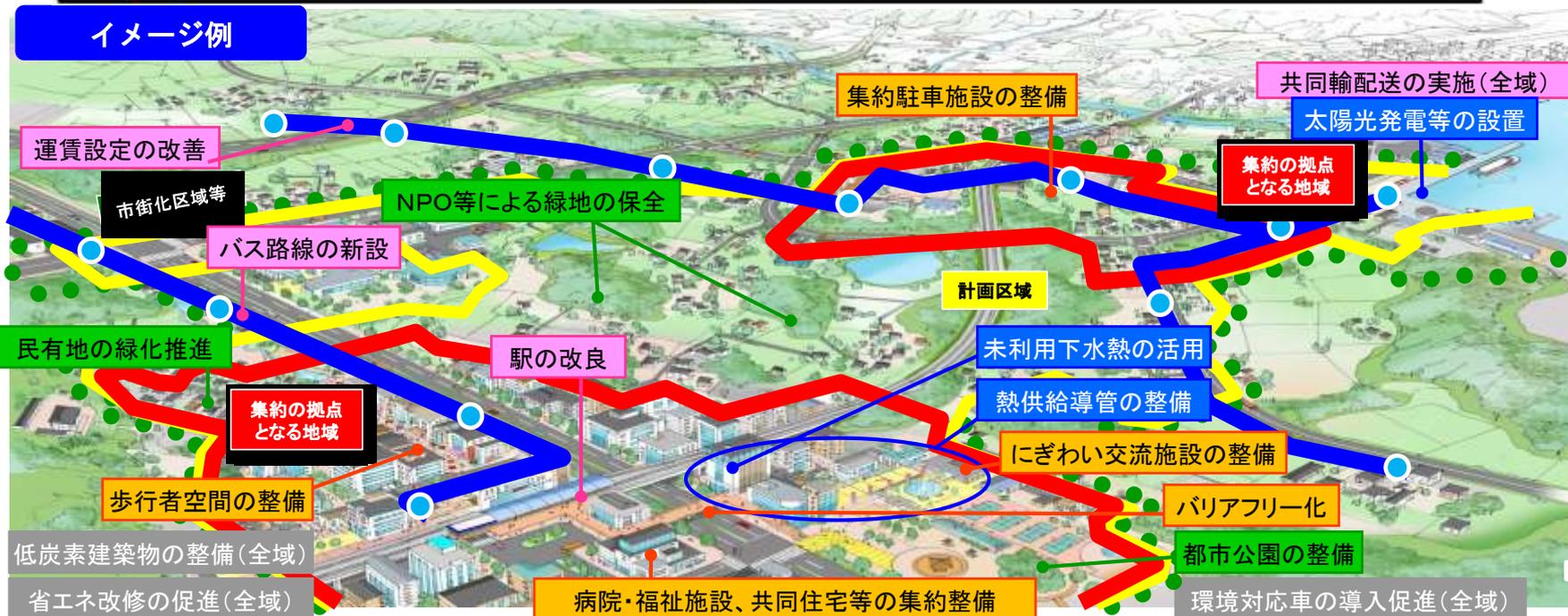
3. 評価

約9割の都市において、CO2排出量の定量的な削減目標が「低炭素まちづくり計画」に位置づけられているところ。
引き続き、定量的な削減目標の設定を促していく。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も「低炭素まちづくり計画」に基づく取組に対して、法律上の特例措置や各種支援措置等を通じ、市町村における低炭素まちづくりを推進していく。

凡例	計画区域	集約の拠点となる地域	市街化区域等	公共交通軸となるバス路線	バス停
	黄色	赤色	緑点線	青線	青点
	都市機能の集約化	公共交通機関の利用促進	エネルギーの面的管理・利用促進	緑地の保全・緑化の推進	
	オレンジ	ピンク	青	緑	



柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

集約型都市構造の実現

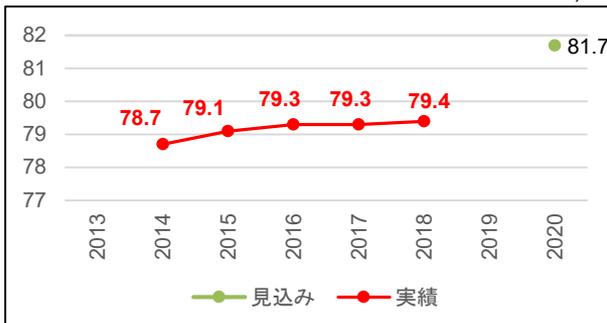
1. 指標 (公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合) (%)



(三大都市圏)



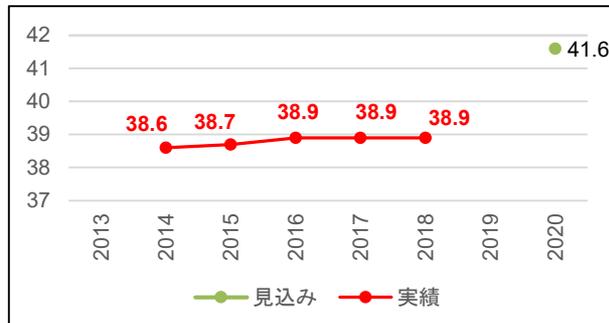
H30d評価	比較	R1d評価
A	⇒	A



(地方中枢都市圏)



H30d評価	比較	R1d評価
D	-	D



(地方都市圏)



H30d評価	比較	R1d評価
D	-	D

2. 平成30年度の実績

平成30年度末時点で468都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち231都市が計画を作成・公表した。

平成30年度末時点で101都市が「都市・地域総合交通戦略」を策定しており、そのうち7都市が当該年度に策定した。また、6都市が策定に向けて検討をはじめている。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

令和元年12月末時点で499都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち278都市が計画を作成・公表した。

令和元年度末時点の「都市・地域総合交通戦略」策定都市数については、現在集計中。

4. 評価

地方中枢都市圏及び地方都市圏においては、施策効果が直接は反映されず指標が横ばいとなっているものの、集約型都市構造の実現に向けた対策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、上記の施策を実施する。

令和2年度予算 社会資本整備総合交付金762,652百万円の内数

集約都市形成支援事業500百万円の内数

都市構造再編集集中支援事業70,000百万円の内数

都市・地域総合交通戦略推進事業692百万円の内数

・指標

(立地適正化計画を作成した市町村の数)(市町村数)



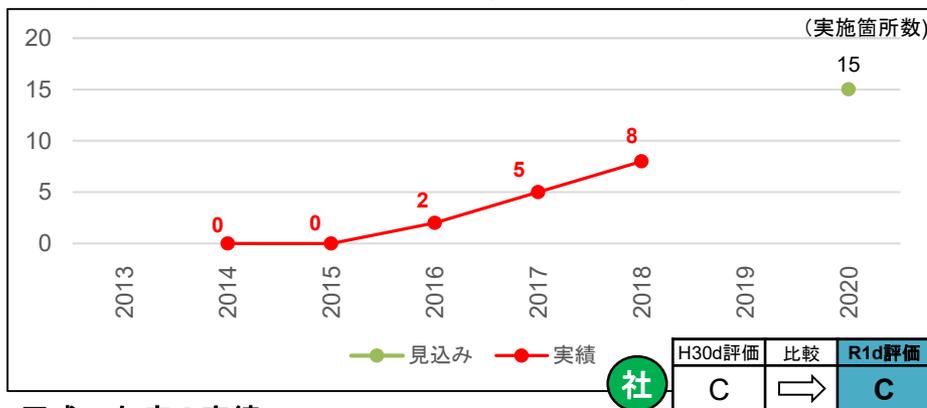
H30d評価	比較	R1d評価
B	↗	A

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

エネルギー面的利用の推進
地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進

1. 指標(一定の都市開発が予定される拠点地区で 自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数)



2. 平成30年度の実績

災害時業務継続地区整備緊急促進事業並びに国際競争業務継続拠点整備事業により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。(支援地区数:3地区)

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

災害時業務継続地区整備緊急促進事業並びに国際競争業務継続拠点整備事業により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。(支援地区数:2地区)

4. 評価

一定の都市開発と合わせて整備されるため、導入までに期間を要するが、完了地区も増加しており、取組は進捗している。

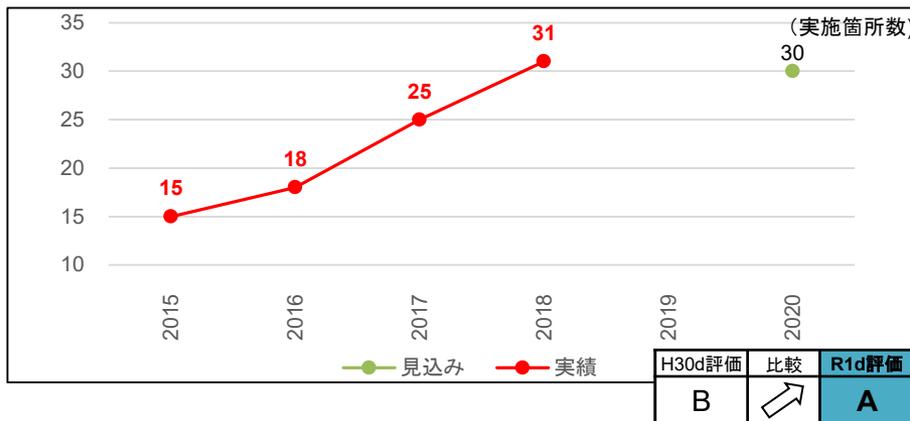
5. 対策・施策の追加・強化等

国際競争業務継続拠点整備事業により、エネルギーの自立化・多重化に資する複数街区にまたがるエネルギー面的ネットワークの整備等(エネルギー導管等整備事業)を支援する。

令和2年度予算 12,754百万円の内数

都市の低炭素化のための下水熱利用の推進

1. 指標(下水熱利用実施箇所数)



2. 平成30年度の実績

下水道法改正(平成27年5月)において、民間事業者による下水道管渠への熱交換器の設置を可能とする規制緩和が行われた。

下水熱アドバイザー制度により、平成27~30年度において、38の地方公共団体等へ下水熱利用に係る支援を実施した。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ等を実施し下水熱利用の普及展開に努めるとともに、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により下水熱による車道融雪に係る調査を実施。

4. 評価

施策は着実に進捗し、平成30年度末時点で目標を達成した。

5. 対策・施策の追加・強化等

下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により下水熱による車道融雪に係る調査を実施する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

官庁施設における木材利用の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等に基づき、官庁施設における木材の利用を推進した。
- ・官庁施設における木造化及び内装等の木質化を推進した。
 - ・新たにCLTパネル工法の規定を追加するなど、「公共建築木造工事標準仕様書(平成31年版)」を制定し、平成31年3月に公表した。
 - ・平成29年度の公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況をとりまとめ、平成31年3月に公表した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- 官庁施設における木材の利用を推進する。
- ・官庁施設における木造化及び内装等の木質化を推進する。
 - ・中規模木造庁舎(耐火建築物)の試設計を行い、設計を行う過程におけるポイントを「中規模木造庁舎の試設計例」としてとりまとめて公表する。
 - ・平成30年度の公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況をとりまとめて公表する。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、官庁施設における木材の利用を推進する。

木造化の事例



嶺北森林管理署

内装等の木質化の事例



京都御苑中立売休憩所

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

北海道環境イニシアティブの推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- ・「河川・湿地等の自然再生」や「シーニックバイウェイ北海道」等の北海道の魅力向上に資する取組を推進した。
- ・自治体の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を支援した。
- ・「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」(優れた自然環境を有する北海道の社会資本整備に当たり、特に工事段階における、先駆的・実験的な環境対策)の取組を推進した。
- ・安全で快適な自転車走行環境を創出する「サイクルツーリズム」を推進するため、モデルルートの実行を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- ・「河川・湿地等の自然再生」や「シーニックバイウェイ北海道」等の北海道の魅力向上に資する取組を継続して推進しているところ。
- ・自治体の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を継続して支援しているところ。
- ・「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の取組を継続して推進しているところ。
- ・安全で快適な自転車走行環境を創出する「サイクルツーリズム」を継続して推進しているところ。

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

北海道の美しく雄大な自然環境を将来に継承するとともに、豊富に賦存する再生可能エネルギーの導入を促進し、自然共生社会、循環型社会及び低炭素社会の構築に向けた取組を総合的に推進する。

令和2年度予算案 639,273百万円の内数

まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

まち・住まい・交通の一体的な創蓄省エネルギー化を目指す地方公共団体等から企画提案を募集し、全国2地域をモデル地域として採択した。当該地域に対して、有識者・国土交通省関係部局等で構成するタスクフォースにより、現地調査、課題抽出、解決方策の検討及び提案主体への助言等を行い、モデル構想の具体化を支援した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

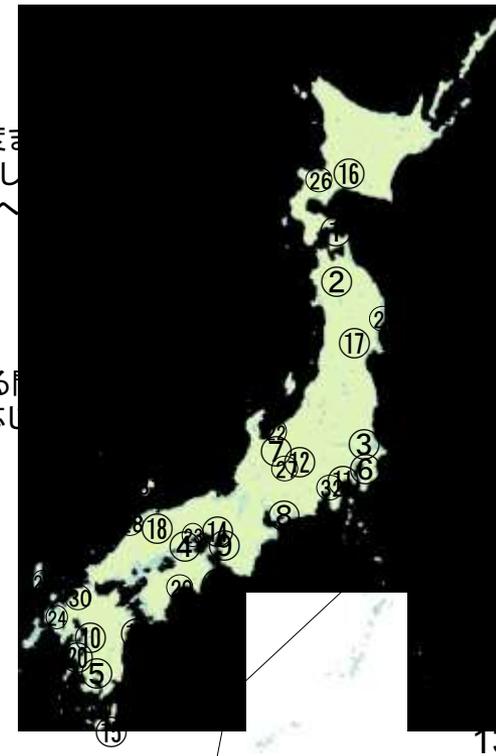
取組なし

3. 評価

平成24年度から平成30年度までモデル地域として32地域採択し、おける事例紹介や国交省HPへ着実に進捗が図られた。

4. 対策・施策の追加・強化等

国交省HP掲載内容に対する対応するとともに、必要に応じた地域に対する助言等を行う。



(モデルが策定された地域(平成30年度時点))

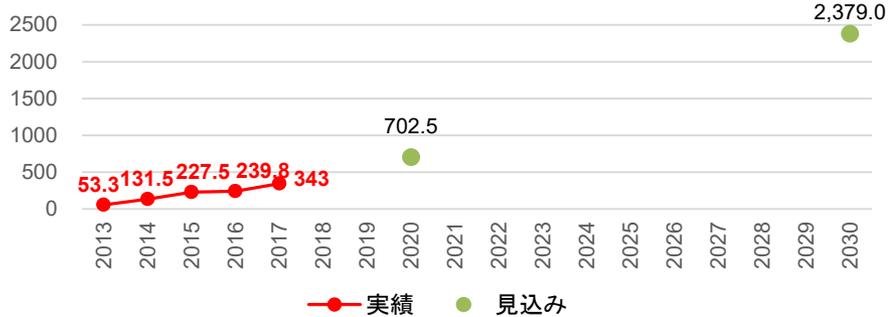
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進

自動車の燃費の改善、環境対応車の普及促進等

1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 指標

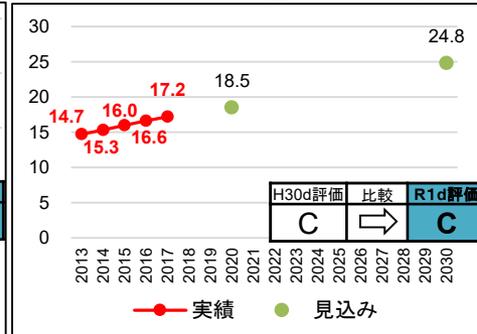
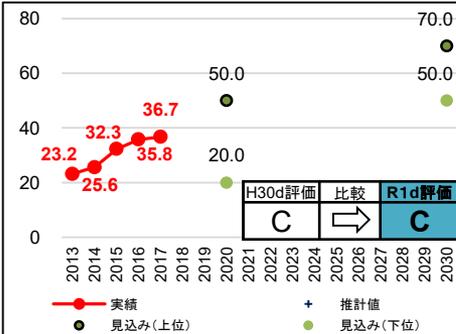
新車販売台数に占める
次世代自動車の割合 (%)

温交

平均保有燃費

温

(km/L)



3. 評価

国土交通省としては事業用自動車の導入補助を行い、また、各省と連携し税制優遇措置、トップランナー基準等による燃費の改善を行っている。
次世代自動車の台数及び平均保有燃費は目標に向けて着実に増加しており、施策は進捗している。

※ 本施策は、経産・国交・環境省共同の施策であり、国交省単体の施策ではないので総括した評価はできない。

4. 対策・施策の追加・強化等

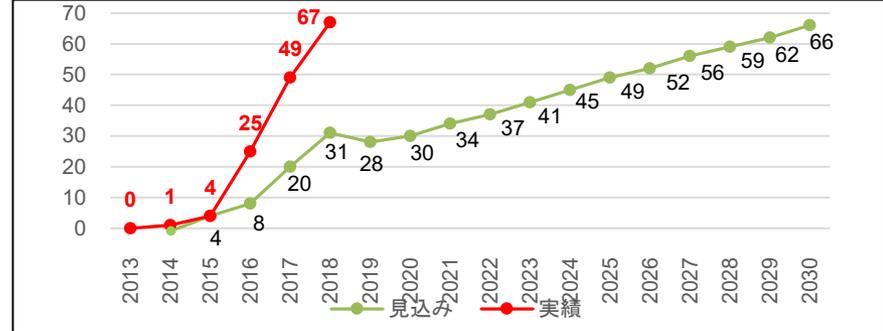
引き続き、上記施策を実施。

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

エコドライブの推進にかかる広報活動や普及促進のための環境整備

1. 排出削減量の見込と実績

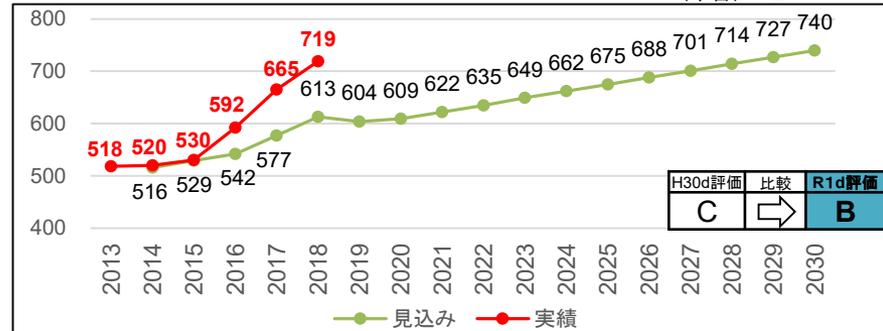
(万t-CO2)



2. 指標(エコドライブ関連機器の普及台数)

温

(千台)



3. 評価

エコドライブ関連機器の普及台数(対策評価指標)は2018年度の見込みに対して約17%上回っており、CO2排出削減量の推移から、エコドライブ関連機器の導入によるCO2の排出削減効果が現れてきていると考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、エコドライブの周知・普及により対策・施策の着実進捗を図っていく必要がある。

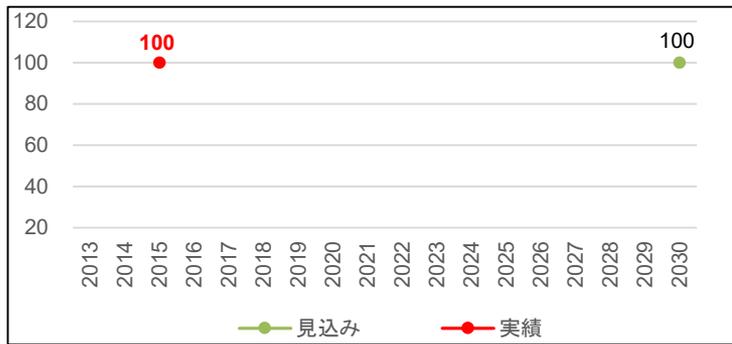
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-3 交通流対策等の推進

効率的な物流ネットワークの強化
ETC2.0等を活用した道路を賢く使う取組
自転車利用環境の整備・支援
開かずの踏切対策
路上工事の縮減

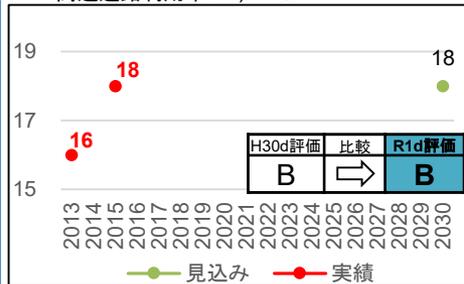
1. 排出削減量の見込と実績

※高速道路利用率に基づく算出 (万t-CO2)



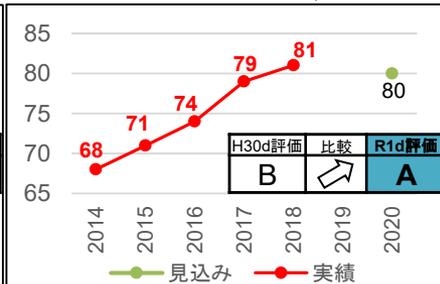
2. 指標

高速道路利用率(%)



H30d評価	比較	R1d評価
B	⇒	B

三大都市圏環状道路整備率(%)



H30d評価	比較	R1d評価
B	⇒	A

3. 評価

2015年度における対策指標の実績値が目標値である18%に上昇しており、交通流対策が着実に進捗していることが増加の要因と考えられる。
2030年度までの各年度の推計値については、全国道路・街路交通情勢調査が5年毎の調査であるため、示すことは困難だが、引き続き、取組を継続することにより、2030年度の目標水準は達成できると考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

環状道路等幹線道路ネットワークの強化等の道路交通流対策を実施

LED道路照明灯の整備

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進する。

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

LED道路・トンネル照明ガイドライン(案)を平成23年に策定し、平成27年に改定している。

国が管理する一般国道及び高速自動車国道の道路照明施設の整備にあたり、当該ガイドライン(案)に基づき、LED道路照明灯の整備を今後とも推進していく。



柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-3 交通流対策等の推進

道路橋の長寿命化

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

5年に1度、近接目視による全数監視を実施し、統一的な尺度で健全度を診断し、必要な措置を講じる。

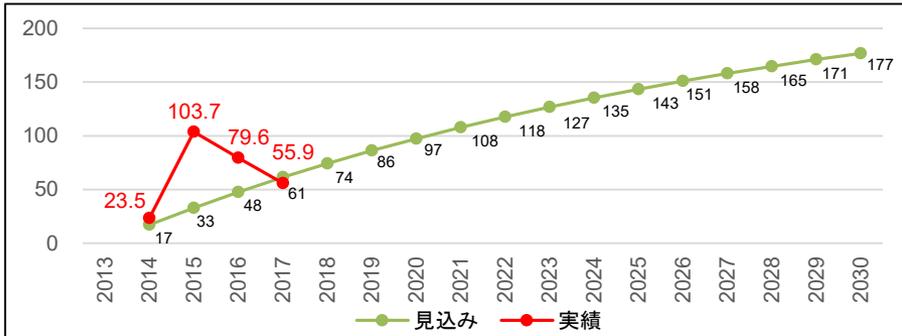
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-4 公共交通機関の利用促進

公共交通機関の利用促進

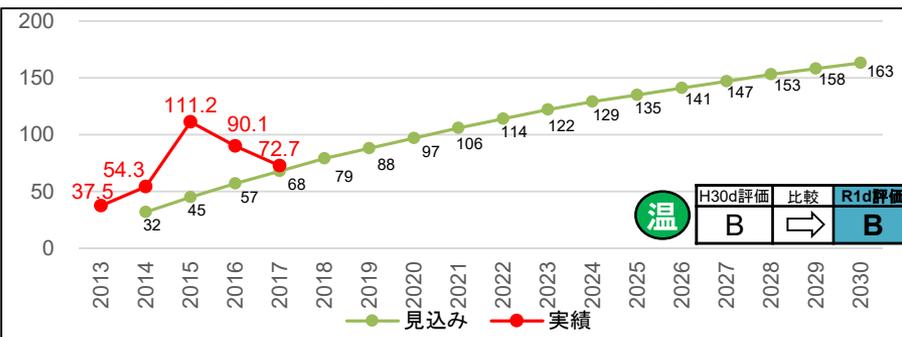
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 指標(自家用交通からの乗換輸送量)

(億人キロ)



H30d評価	比較	R1d評価
温	⇒	B

3. 評価

施策は着実に進捗している

※平成27年度は新線の整備等があり、鉄道の旅客輸送人キロ及び利用分担率が伸びたが、平成28年度以降は公共交通利用分担率が大きく変動する要素は見られなかった。なお、2017年度までの鉄道の旅客輸送人キロが増加傾向にあり、今後も新線の整備等に伴う利便性向上や、公共交通機関利用促進にむけた税制優遇措置や補助事業、普及啓発活動等の対策・施策の実施による効果が見込まれ、2030年度の目標水準に到達すると見込んでいる。また、一部指標とする数字が公表されていないため、平成29年度の実績を最新値として記載。

4. 対策・施策の追加・強化等

公共交通機関利用促進に向けた税制優遇措置や補助事業、普及啓発活動など

官民連携によるモーダルコネクトの強化

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成28年4月に開業したバスタ新宿では、コンビニエンスストアの設置、女子トイレの増設、ベンチの増設等の待合環境の改善、高速バスの運行経路見直しや、交差点の左折レーン延伸等の、国道20号の渋滞対策を実施。

高速バスの利便性向上のため、ETC2.0の位置データ等を活用した高速バス運行支援システムの実証実験(バスタ新宿)及び高速バスとカーシェアリングの社会実験(千葉縣市原市・静岡県浜松市)を実施。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

バスタ新宿では、さらなる利便性の向上や、渋滞対策の強化を推進。平成31年4月には国道15号品川駅西口基盤整備が事業化され、リニア開業時(令和9年)の概成を目標に整備を推進。今後は、バスタ新宿や品川駅及び神戸三宮駅等をはじめとして、官民連携を強化しながら、道路事業による戦略的な集約公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」の整備を全国で展開。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後もモーダルコネクトの強化のため、以下の施策を実施

- ・ETC2.0やセンシング技術を活用したバス情報基盤の強化
- ・交通状況に応じたモード間の効率的な乗継ぎを可能とするスマートトランジットシステムの構築
- ・集約公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」の戦略的な整備
- ・SA・PAを活用したバス乗換え拠点の整備
- ・地域バス停※のリノベーションの推進

(※高速BS、道の駅、地域の路線バス停)

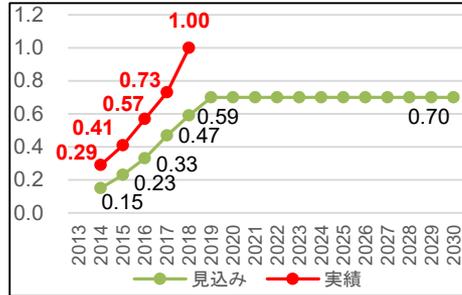
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

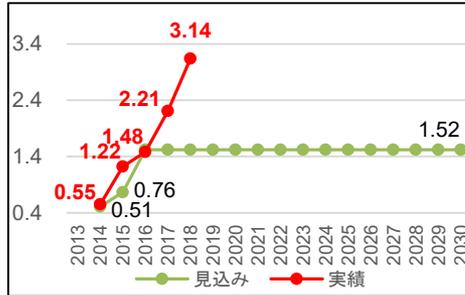
港湾における総合的な低炭素化の推進

1. 排出削減量の見込と実績

省エネルギー型荷役機械等の導入の推進

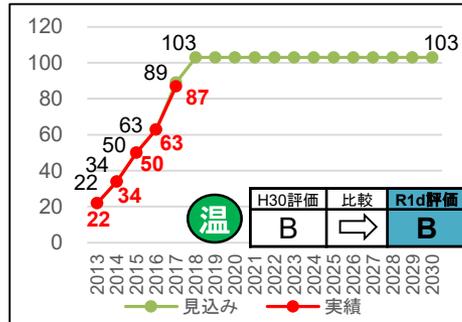


静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進 (万t-CO2)

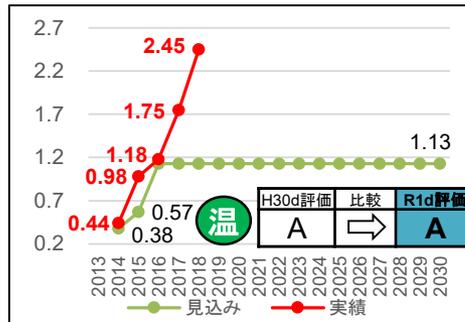


2. 指標

省エネルギー型荷役機械の導入台数 (台)



陸送から海上輸送にモーダルシフトした循環資源等の輸送量 (億トンキロ)



3. 評価

省エネルギー型荷役機械等の導入及び、静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進することにより、概ね見込み値の想定以上にCO2排出量が削減されており、港湾における総合的な低炭素化が図られている。

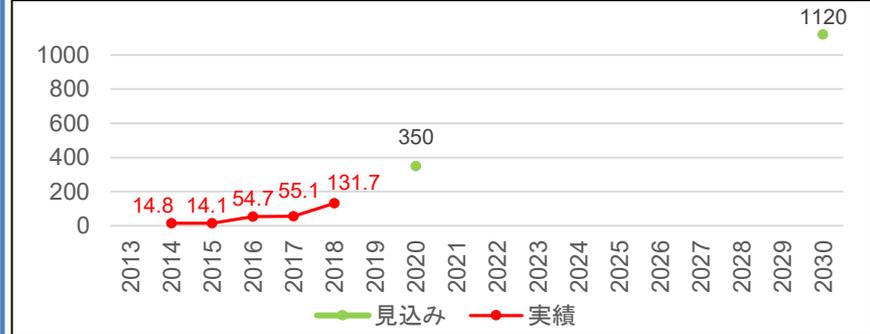
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、省エネルギー型荷役機械等の導入の推進及び静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化、CO2吸収に資するブルーカーボン生態系の活用の推進等により、港湾における総合的な低炭素化を図る。

物流施設における環境負荷の低減

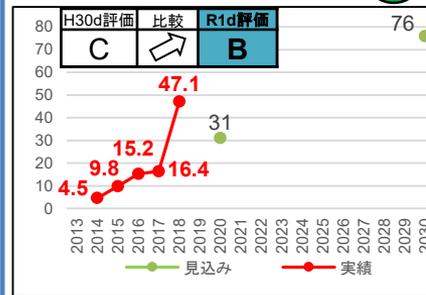
1. 排出削減量の見込と実績

※自然冷媒機器累計導入件数に基づく算出 (万t-CO2)

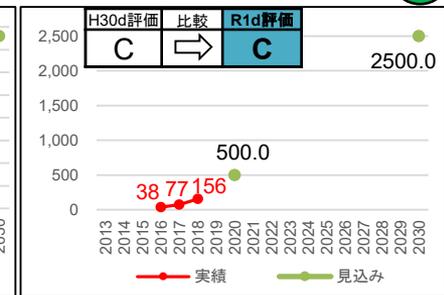


2. 指標

自然冷媒機器累計導入件数 (百件) 温



燃料電池フォークリフト導入件数 (件数) 温



3. 評価

省エネ自然冷媒機器の導入件数については、想定よりやや緩やかなペースで増加している。また導入に伴うCO2の削減量については、規模の小さい機器の導入が先行したこともあり、現時点では目安数値を下回っているものと考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業等により、引き続き物流施設における環境負荷の低減を図る。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

宅配便再配達削減

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

宅配ボックスの情報ネットワーク化の推進及び地方部におけるオープン型宅配ボックスの設置促進に向けたガイドラインを作成するとともに、宅配事業者、EC事業者及び関係省庁で構成する「宅配事業とEC事業の生産性向上連絡会」を開催し、宅配の再配達削減に資する多様な受取方法に関する取組事例をとりまとめ、公表した。また、関係省庁との連携による「COOL CHOICEできるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」を通じた宅配便の再配達削減に向けた普及・啓発を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

宅配ボックスの情報ネットワーク化を推進するとともに、受取方法の更なる多様化に向け、利用者があらかじめ指定する場所に非対面で配達するいわゆる「置き配」に関する検討会を平成31年3月から開催し、実施にあたっての課題や対応策等について検討を実施している。また、関係省庁との連携による「COOL CHOICEできるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」を通じた宅配便の再配達削減に向けた普及・啓発を引き続き実施している。

3. 評価

再配達に関する問題に対する認知は広まりつつあり、再配達削減に資する多様な受取方法等が活用され始めているなど、民間事業者等による情報発信や政府による普及・啓発活動が一定の効果을あげているものと考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

関係省庁と連携し、引き続き「COOL CHOICE」等の普及啓発活動を通じ再配達に関する問題を広く周知するとともに、更なる受取方法の多様化の推進等により、再配達の削減を図っていく。

港湾の最適な選択による貨物の陸上距離の削減

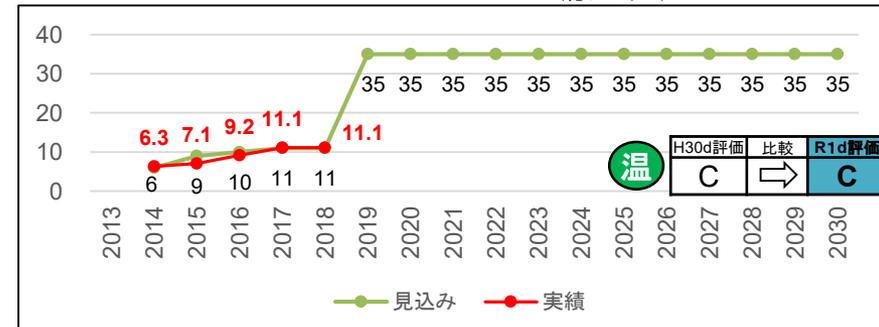
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 指標(貨物の陸上輸送の削減量)

(億トンキロ)



H30d評価	比較	R1d評価
C	⇒	C

3. 評価

実績値は、概ね見込み通り進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、港湾整備事業を実施する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

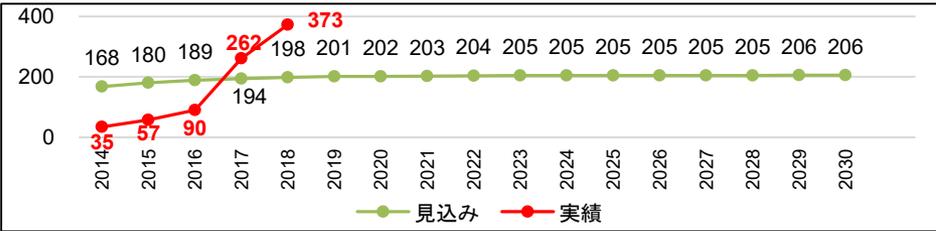
項目1-5 物流の効率化等の推進

トラック輸送の効率化

トラック輸送の効率化

1. 排出削減量の見込と実績

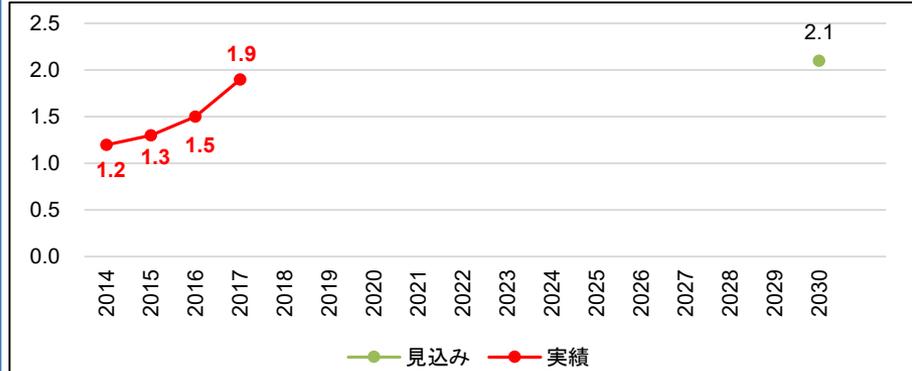
(万t-CO2)



共同輸配送の推進

1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO2)



2. 指標

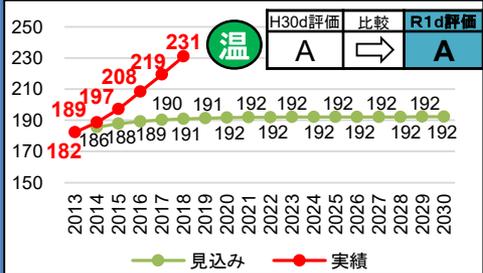
(車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数)

(トレーラーの保有台数)

(千)

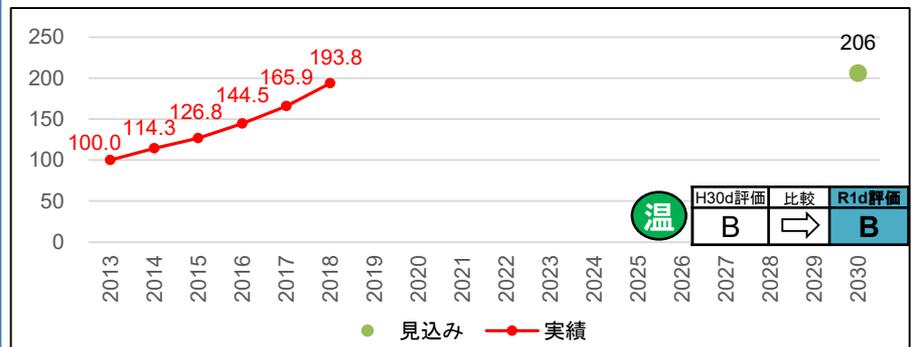
(千台)

(千台)



2. 指標(共同輸配送の推進)

(%)



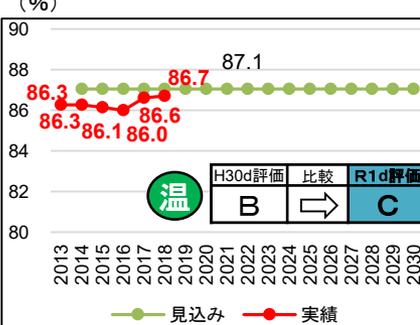
3. 評価

「車両総重量24トン超25トン以下の車両の保有台数」については、2017年度と比較して約5%上昇し、2018年度の見込みに対しては約21%上回っている。

「トレーラーの保有台数」については、2017年度と比較して約9%上昇し、2018年度の見込みに対しては約21%上回っている。

「営自率」については、2017年度から約0.1%増加したものの、2018年度の見込みに対しては約0.4%下回っている。自家用トラックの需要は一定程度存在すると考えられることから、営自率は横ばいとなっているものと考えられる。

(営自率)



4. 対策・施策の追加・強化等

大型車両の導入支援を行い車両の大型化を進めるなど、トラック運送事業者の環境対策に関する取組を加速するための仕組みづくり等

3. 評価

近年の事業者の環境意識の向上やトラックドライバー不足を背景に、共同輸配送の取組は着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

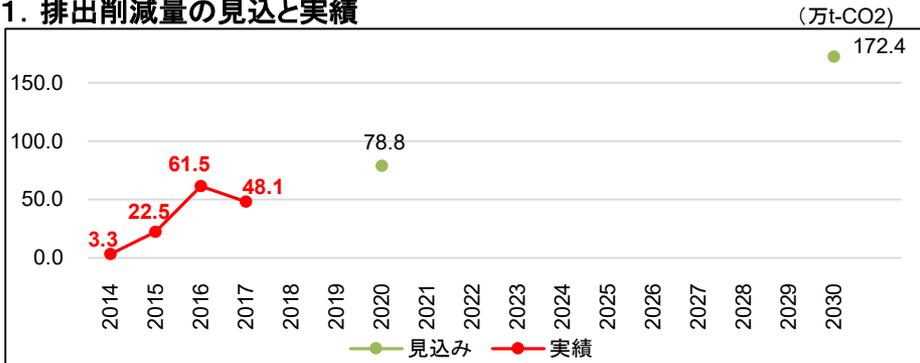
- ・共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助
- ・「共同物流等の促進に向けた研究会」の提言を踏まえた対応等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

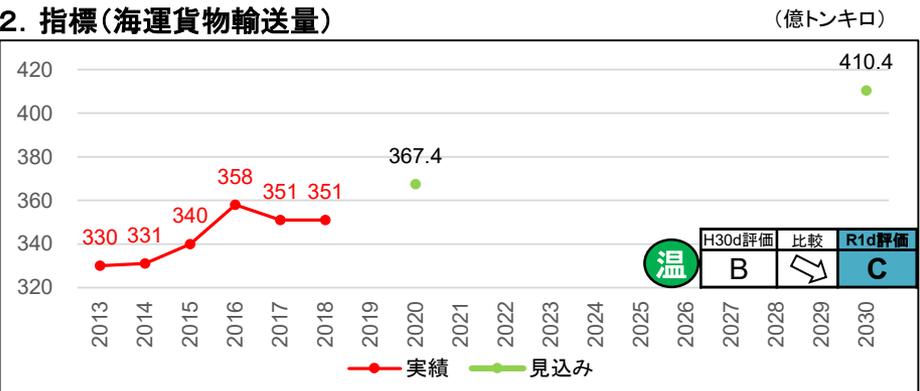
項目1-5 物流の効率化等の推進

モーダルシフト等の推進

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(海運貨物輸送量)



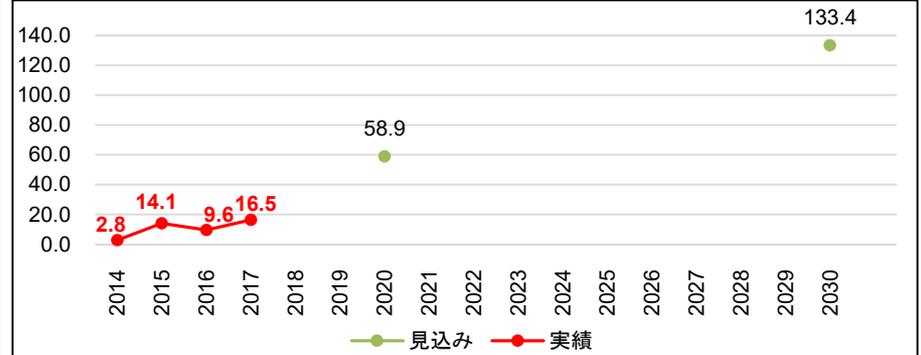
3. 評価

平成30年度の内航海運による貨物輸送量は自然災害等の影響により横ばいとなっており、目標に向けて想定よりも緩やかに進捗している。

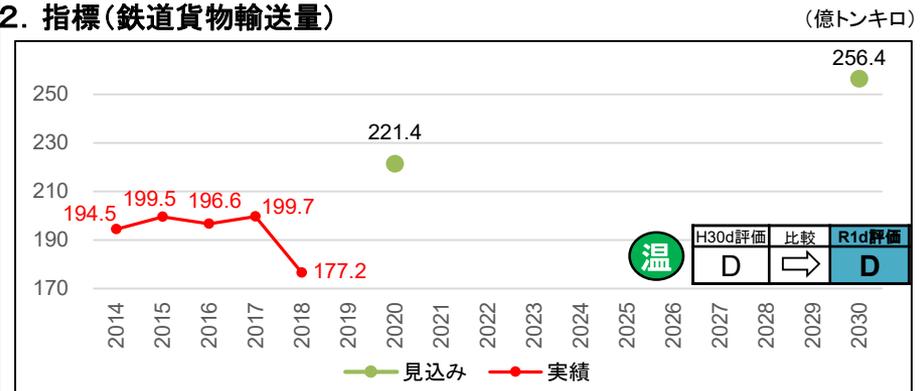
4. 対策・施策の追加・強化等

- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助
- ・エコシップマークの普及促進
- ・新たな表彰制度(海運モーダルシフト大賞)の創設 等

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(鉄道貨物輸送量)



3. 評価

平成30年度の鉄道貨物輸送量は台風災害等の影響により減少。目標に向けて想定よりも緩やかに進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・鉄道用鮮度保持コンテナの導入補助
- ・大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例
- ・エコレールマークの普及促進
- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助
- ・大規模災害を受けた鉄道事業者が行う災害復旧事業への支援
- ・大規模災害を受けた路線の早期再開等を目的とする連絡調整会議(メンバー:鉄道事業者、国土交通省関係部局)において必要な支援や協力の実施 等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

グリーン物流パートナーシップ会議の活用を通じたCO2排出削減の取組の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成30年度は、経済産業大臣表彰1件、国交大臣表彰1件ほか、あわせて8件の事業に対し表彰を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

平成31年度(令和元年度)についても引き続き、荷主や物流事業者等の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行った。

3. 評価

経産・国交大臣表彰含め合計8件の優良事業者表彰を行い、荷主と物流事業者等、業種の異なる関係者間での優れた取組について、3,300を超える会員に対して紹介し、CO2排出削減等の取組を展開・推進した。

4. 対策・施策の追加・強化等

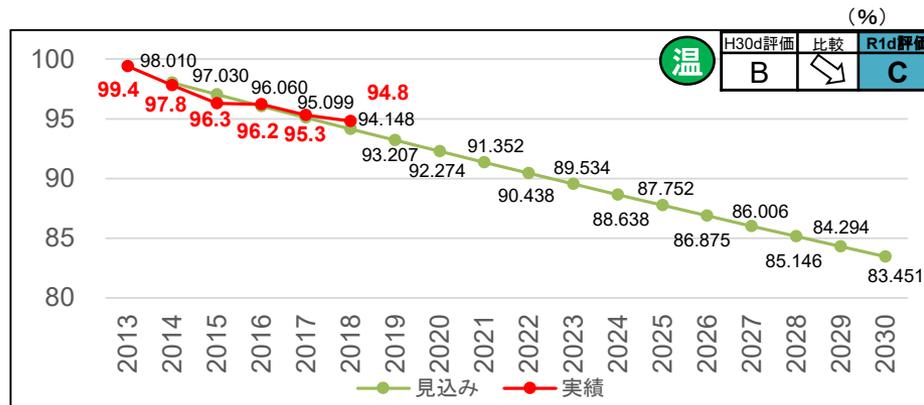
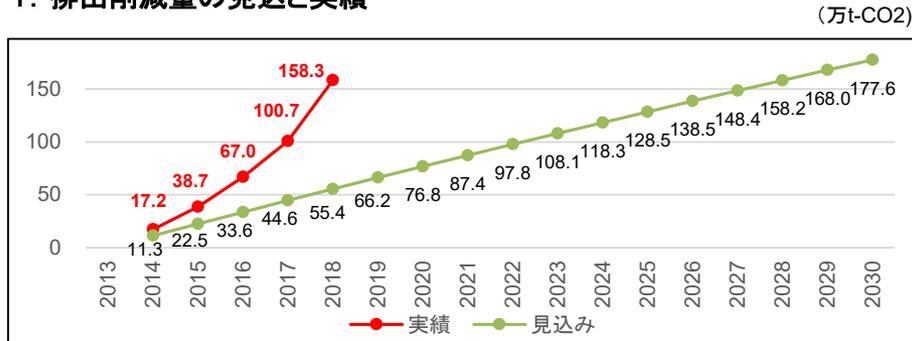
引き続き、荷主や物流事業者等の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行ってゆく。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

鉄道のエネルギー消費効率の向上

1. 排出削減量の見込と実績



3. 評価

エネルギー使用に係る原単位の改善率については、2018年夏の記録的高温による空調設備の消費電力量の増加等により見込み値を下回っているが、CO2排出削減量については見込み値を上回っている。

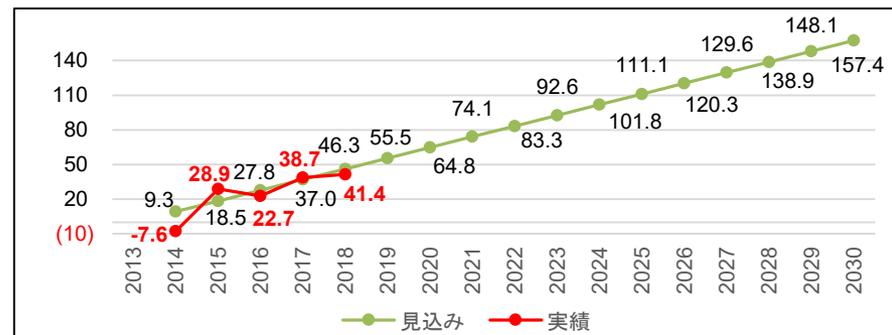
引き続き、補助事業、租税特例等により省エネ型車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を支援し、鉄道事業者が年平均1%のエネルギー使用に係る原単位の低減目標を達成できるよう取組を推進する。

4. 対策・施策の追加・強化等

補助事業、租税特例等により、省エネ型車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を支援

省エネに資する船舶の普及促進

1. 排出削減量の実績と見込み



2. 指標(省エネに資する船舶の普及隻数)



3. 評価

省エネに資する船舶の普及隻数については、船舶の大型化による輸送の効率化によって内航船全体の隻数が減少したこと、省エネ量及び排出削減量については省エネに資する船舶の普及隻数が当初の想定ほど増加していないこと等により見込み値を下回っている。今後も引き続き内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金、(独)鉄道建設・運輸施設支援機構の共有建造制度、船舶に係る特別償却制度等により、省エネルギー船舶の普及が進むことが見込まれる。

4. 対策・施策の追加・強化等

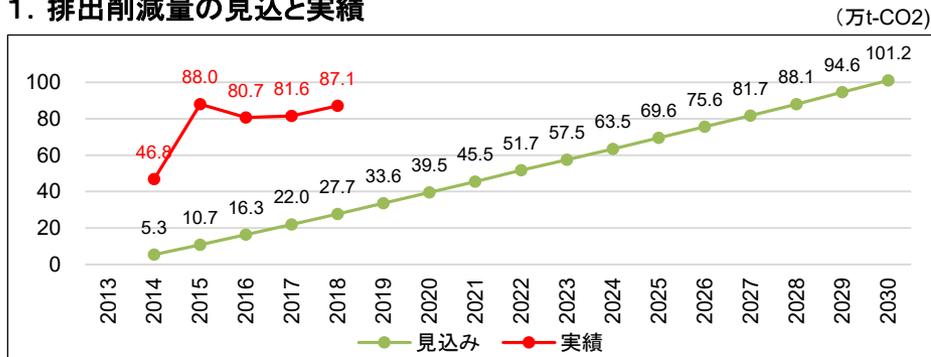
- ・内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金 (平成30年度予算 60.5億円の内数)
- ・(独)鉄道建設・運輸施設支援機構の共有建造制度、特別償却制度
- ・内航船省エネルギー格付制度 等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

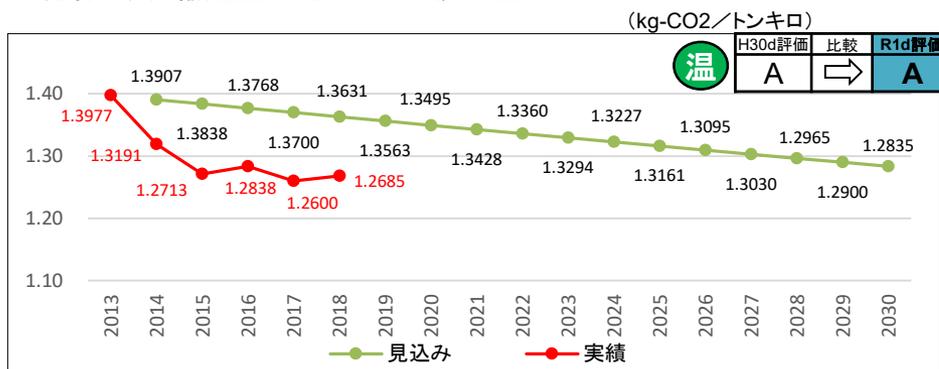
項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

航空における低炭素化の促進

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(単位輸送量当たりのCO₂排出量)



3. 評価

航空会社が重点的にエネルギー効率の良い機材を導入したことより、短期的には良好であるが、長期的には削減量は緩やかになると予想される。

4. 対策・施策の追加・強化等

代替航空燃料の普及促進等の対策により一層の削減を図る。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進

新築住宅

新築建築物

1. 排出削減量の見込と実績

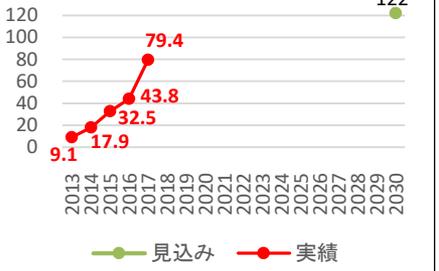
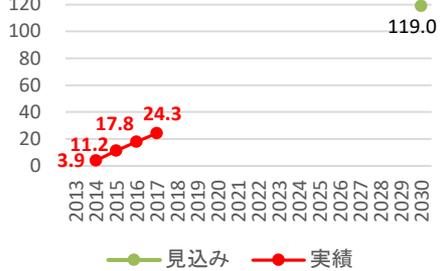
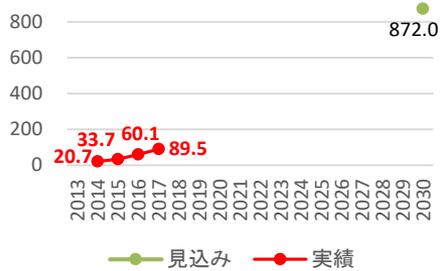
1. 排出削減量の見込と実績

新築住宅における省エネ基準適合の推進

既存住宅の断熱改修の推進 (万t-CO2)

新築建築物における省エネ基準適合の推進

建築物の省エネ化(改修) (万t-CO2)



2. 指標

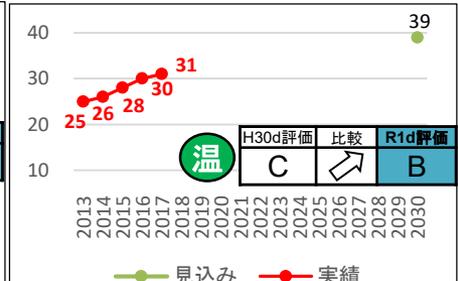
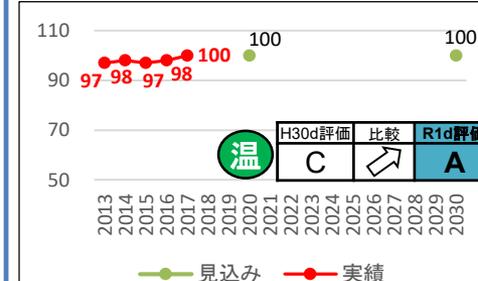
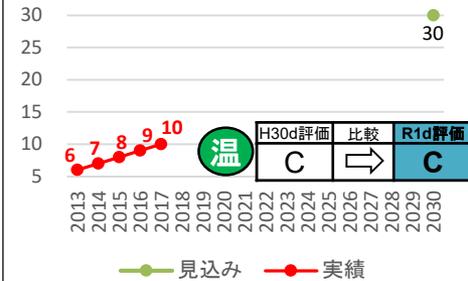
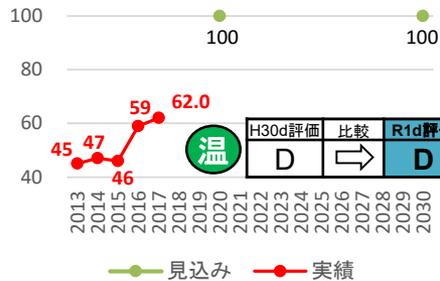
2. 指標

新築住宅の省エネ基準適合率 (%)

省エネ基準を満たす住宅ストックの割合 (%)

新築建築物(床面積2,000㎡以上)における省エネ基準適合率 (%)

省エネ基準を満たす建築物ストックの割合 (%)



3. 評価

3. 評価

- ・新築住宅の省エネ判断基準適合率は、目標値の水準までにはさらなる施策が必要。
- ・省エネ基準を満たす住宅ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移

- ・新築建築物の省エネ基準適合率は順調に推移。
- ・省エネ基準を満たす建築物ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移。

4. 対策・施策の追加・強化等

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・引き続き、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図る。
- ・なお、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、住宅トップランナー制度の対象に注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を追加することや戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設などを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)」が令和元年5月に公布され、その一部が同年11月に施行されたところ。

- ・引き続き、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図る。
- ・なお、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象に中規模のオフィスビル等を追加することや小規模店舗等における建築士から建築主への説明義務制度の創設などを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)」が令和元年5月に公布され、その一部が同年11月に施行されたところ。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

住宅・建築物のエネルギー性能の表示制度の開発・普及

1. 平成30年度の実績

説明会や省エネ診断・表示に関する補助制度等を通じて、BELSやeマークの普及促進を図った。平成30年度末までのBELSの表示実績は、累積で74,145件。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

説明会等を通じて、BELSやeマークの普及促進を図った。また、ZEH(ゼロエネルギー住宅)に対する支援において、関係省庁(経済産業省・国土交通省・環境省)が連携し、BELSを活用した申請手続きの共通化を行った。

令和元年12月末までのBELSの表示実績は、累積で92,969件。

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続きBELS制度等の普及を図る。

(新築住宅)

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

H30d評価	比較	R1d評価
C	⇒	A

長期優良住宅の普及促進

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

1. 平成30年度の実績

既存住宅を増築・改築した場合における長期優良住宅の認定制度を開始するため、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」を改正し、平成28年4月1日付けで施行した。平成30年度は、新築について109,386戸、増改築について586戸の長期優良住宅を認定。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

長期優良住宅の建築に対する財政的、金融的支援や制度の周知等により、長期優良住宅の普及を促進した。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き長期優良住宅の認定取得の普及・促進を図る

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

低炭素建築物等の普及促進

1. 平成30年度の実績

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定低炭素建築物の実績は、平成30年度末までの累計で38,253件。

建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定建築物の実績は、平成30年度末までの累計で1,011件。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

低炭素建築物等の普及促進を図った。認定低炭素建築物の実績は、令和元年12月末までの累計で44,410件。性能向上計画認定建築物の実績は、令和元年12月末までの累計で1,490件。

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き低炭素建築物等の普及推進を図る。

(新築住宅)

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

H30d評価	比較	R1d評価
C	↗	A

省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援

1. 平成30年度の実績

省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援を実施。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援として、以下の取組を実施した。

- ・住宅・建築物の省エネ・省CO2対策、木造化等、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を目指すリーディングプロジェクトに対する支援
- ・既存建築物の省エネ改修に対する支援
- ・街区全体で高い省エネ性能を実現するプロジェクトに対する支援
- ・中小工務店による省エネ性能の高い住宅の整備等に対する支援 (ZEH(ゼロエネルギー住宅)については、関係省庁(経済産業省・国土交通省・環境省)が連携し支援を実施)
- ・既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資するリフォームに対する支援

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き省エネ性能の優れた住宅・建築物に対する支援を図る。

(新築住宅)

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

H30d評価	比較	R1d評価
C	↗	A

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

省エネ性能等に優れた木造住宅の供給促進

1. 平成30年度の実績

中小住宅生産者による地域材等を活用した木造の長期優良住宅等の整備に対する補助を実施。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対する補助を引き続き実施。

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き長期優良住宅等の整備に対する補助等を推進する。

(新築住宅)

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

H30d評価	比較	R1d評価
C	⇒	A

社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進

1. 平成30年度の実績

○省エネ住宅等の普及促進に資する事業

事業主体数: 35主体

※交付金事業であるため、平成30年度執行予定に関する調査を基にしたものであり、実際に取り組んだ事業主体の正確な数字は把握していない。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

○省エネ住宅等の普及促進に資する事業

事業主体数: 40主体

3. 評価

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き省エネ住宅等の普及を促進する。

(新築住宅)

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

(新築建築物)

H30d評価	比較	R1d評価
C	⇒	A

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

住宅の省エネ促進のための税制措置

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

1. 平成30年度の実績

①一定の基準に適合する認定低炭素住宅及び認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税等について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を実施。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定住宅に係る所得税の特例措置(投資型減税)を実施。

②一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事等に充てた借入金を有する場合の所得税額の控除額に対する特例措置及び一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置を実施。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の所得税の特例措置(投資型減税)を実施。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、普及促進を図った。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き普及促進を図る。

証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅整備促進事業(フラット35S)による省エネルギー性に優れた住宅の誘導

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

1. 平成30年度の実績

優良住宅整備促進事業(フラット35S)の資金実行件数: 73,984件

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

平成30年度に引き続き、独立行政法人住宅金融支援機構による証券化支援事業において、省エネルギー性等に優れた住宅を取得する場合の住宅ローンの金利引下げを実施した。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

住宅・建築物の省エネルギー対策の推進を目的として、令和3年1月より、省エネルギー性の基準の一部について、①断熱等性能等級4であることかつ②一次エネルギー消費量等級4以上であること、に見直すこととした。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

長期優良住宅に対応した住宅ローンの実施

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

1. 平成30年度の実績

フラット50の資金実行件数: 155件

金利引継特約(※)付きフラット35の資金実行件数: 8,213件

※ 長期優良住宅の売却時に購入者へ住宅ローンを引き継ぐことができる特約

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

平成30年度に引き続き、独立行政法人住宅金融支援機構による証券化支援事業において、長期優良住宅を対象に、フラット50及び金利引継特約付きフラット35を実施した。

なお、長期優良住宅の供給促進を図るため、令和元年10月からフラット50の融資率上限を60%から90%に、融資限度額を6,000万円から8,000万円にそれぞれ引き上げた。

3. 評価

新築住宅における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き取組を実施する。

住宅・建築物のエネルギー消費量低減技術の効果実証と評価ツールの開発

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術(太陽熱を利用した暖房設備や床下換気など)について、実証実験などの結果を用い評価ツールへの追加を行った。

評価ツールへの追加が難しい省エネ技術(評価方法の一般化は困難であるが試験方法等を定めることにより個別の設備等の評価が可能な技術(下水熱利用等))について、評価のためのガイドラインを策定し公表した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術(地中熱を利用した暖房設備など)について、実証実験などの結果を用い評価ツールへの追加を行った。

評価ツールへの追加が難しい省エネ技術(評価方法の一般化は困難であるが試験方法等を定めることにより個別の設備等の評価が可能な技術(非住宅における地中熱利用等))について、評価方法を定めた。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、評価ツールの開発及び整備を行う。

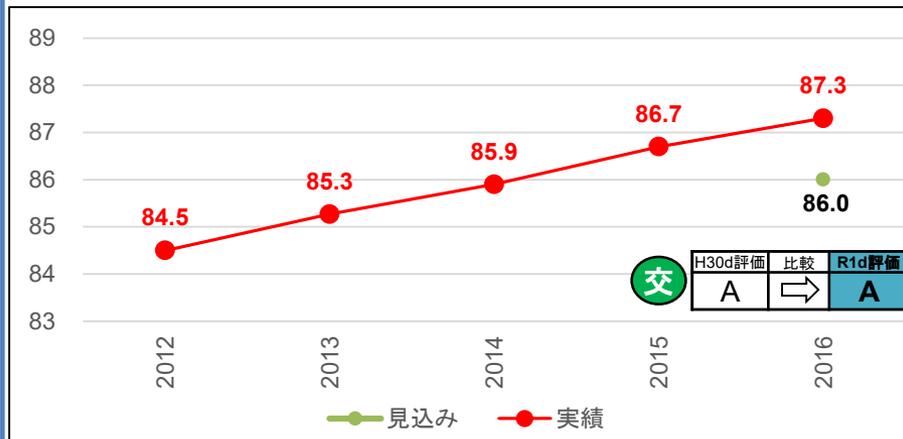
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

航路標識の自立型電源化

1. 指標

(航路標識の自立型電源導入率) (%)



2. 平成30年度の実績

本施策は計画的に実施し、平成28年度をもって完了した。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

取組なし。

4. 評価

本施策は計画的に実施し、平成28年度をもって完了した。

5. 対策・施策の追加・強化等

引き続き太陽光発電技術等の動向を踏まえ、太陽光発電の導入整備を推進する。

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備した。

整備にあたっては、環境配慮型プロポーザル方式の採用や、LED照明器具など高効率な設備機器、太陽光発電設備、緑化を導入した。また、空調和設備のエネルギーマネジメントを行うライフサイクルエネルギーマネジメント(LCEM)手法を活用した。

設備機器等の更新の際には、エネルギー効率の高い機器等の導入を図った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進する。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-8 下水道における省エネ対策等の推進

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による省エネ技術の普及

下水処理場における省エネ・省CO2対策の推進

2-3下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による下水道資源の有効利用技術の普及

2-3下水道資源の有効利用による創エネ等の推進

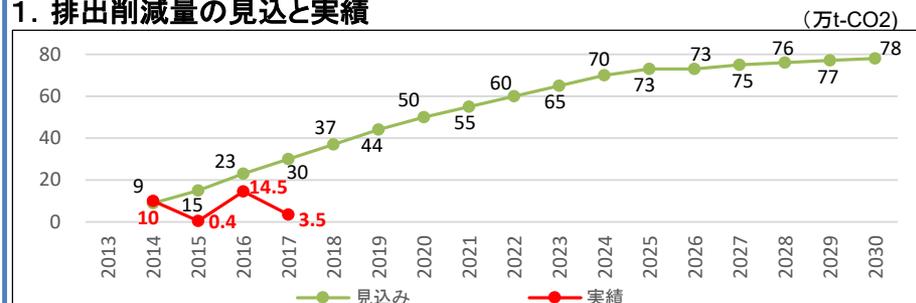
下水道における省エネ・創エネ対策の推進

下水污泥焼却施設における燃焼の高度化

1. 排出削減量の見込と実績

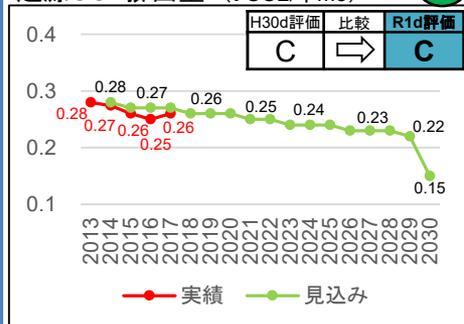


1. 排出削減量の見込と実績

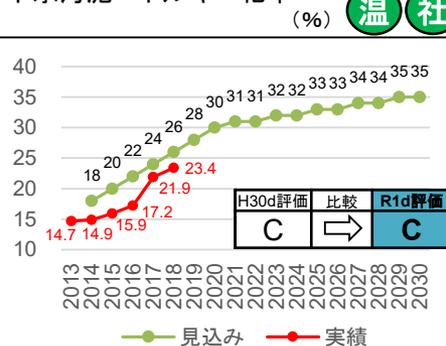


2. 指標

処理水量当たりエネルギー起源CO2排出量 (t-CO2/千m3)



下水污泥エネルギー化率 (%)



3. 評価

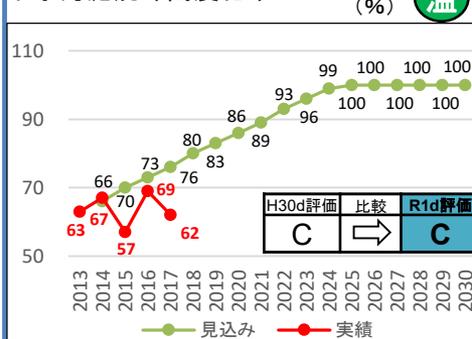
処理水量当たりエネルギー起源CO2排出量、下水污泥エネルギー化率、CO2排出量については、全体として概ね目標を達成している。

4. 対策・施策の追加・強化等

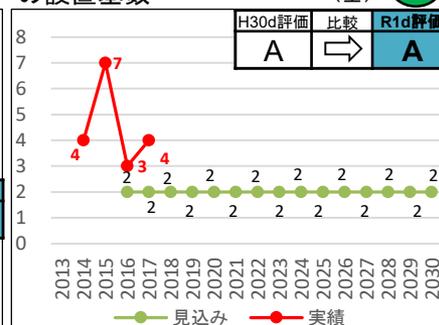
- ・平成27年5月の下水道法改正では発生污泥の燃料としての再生利用に関する努力義務を規定。
- ・平成27年3月に下水污泥エネルギー化ガイドラインの策定（平成28年3月改訂）、平成28年4月に下水道における地球温暖化対策マニュアルを公表。
- ・引き続きガイドライン・マニュアルの周知・活用推進等を行い、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化、地域バイオマスの集約による創エネの取組の推進等及び処理場の省エネルギー化を推進する。

2. 指標

下水污泥焼却高度化率 (%)



新型炉・固形燃料化炉の設置基数



3. 評価

目標を上回る成果が得られている。

4. 対策・施策の追加・強化等

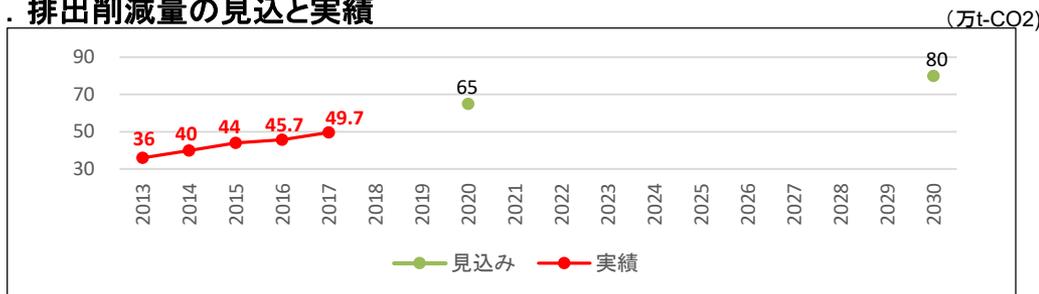
- ・流動床炉における高温焼却、新型炉・固形燃料化炉に関する技術情報の提供と設備整備の支援により普及推進
- ・平成30年度より、下水污泥焼却設備の設置・更新におけるN2O排出削減技術導入の交付金対象要件化

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-9 建設機械の環境対策等の推進

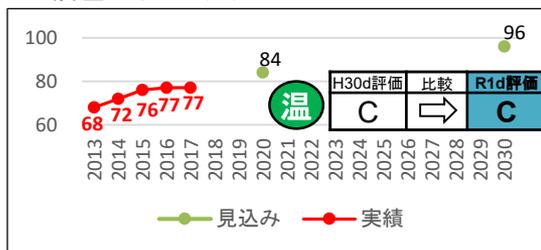
燃費性能の優れた建設機械の普及促進

1. 排出削減量の見込と実績

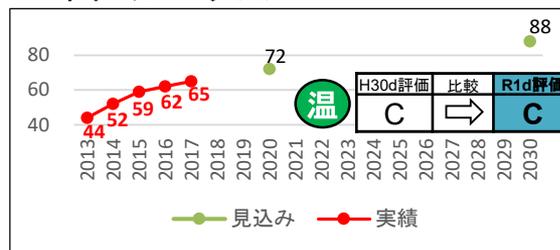


2. 指標(燃費性能の優れた建設機械等の普及率)

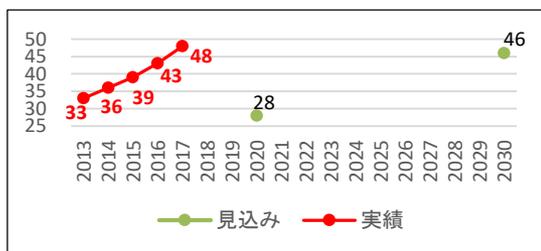
油圧ショベル (%)



ホイールローダ (%)



ブルドーザ (%)



3. 評価

対策評価指標等については、順調に推移しており、2030年度目標水準と同等程度になると考えられる

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・燃費基準達成建設機械認定制度等の認知度の向上
- ・認定機械への低利融資制度による普及支援

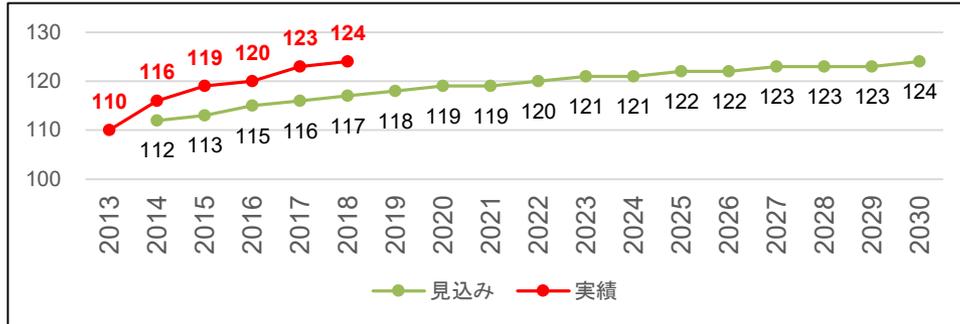
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-10 温室効果ガスの吸収源対策の推進

都市緑化等の推進

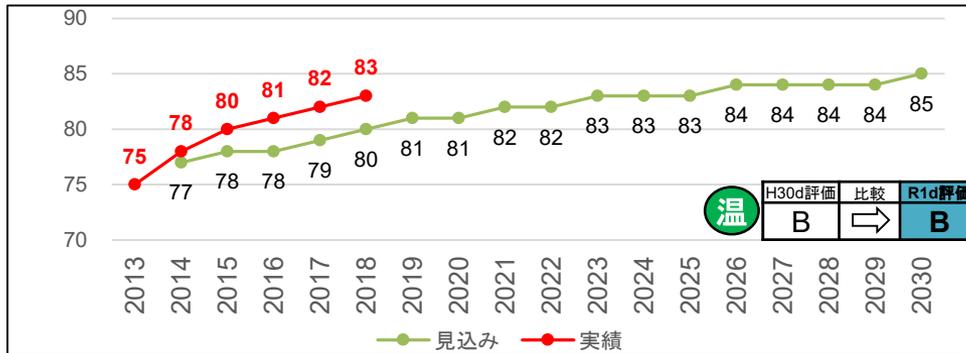
1. 吸収量の実績と見込み

(万t-CO₂)



2. 指標(都市公園等の整備面積:累計)

(千ha)



温	H30d評価	比較	R1d評価
	B	→	B

3. 評価

見込み値を上回る結果となった。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き都市緑化の推進を図る。

※見込み値の根拠

吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、設定。

都市緑化等による吸収源の確保



柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

- 項目2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進
- 項目2-2 小水力発電等の推進
- 項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進
- 項目2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進
- 項目2-5 気象や気候の予測・過去の解析地の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援
- 項目2-6 国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

項目2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進

港湾における洋上風力発電施設の導入円滑化

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成30年11月に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(再エネ海域利用法)が成立し、長期にわたる一般海域の占有を実現するための統一的ルールや多様な海域利用との調整にかかる枠組みが整備された。

また、平成31年3月には洋上風力発電の導入の円滑化に向け、経済産業省と連携して、「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」を公表した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

令和元年5月に再エネ海域利用法の運用に向けて、関係省庁と連携して再エネ海域利用法の基本方針を策定するとともに、令和元年6月には、「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域指定ガイドライン」、「一般海域における占有公募制度の運用指針」を策定した。また、令和元年11月に改正港湾法の成立により、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)において、国による機能強化及び複数の発電事業者間の利用調整を可能とする法制度が整備された。

3. 評価

令和元年7月に再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向けて、既に一定の準備段階に進んでいる区域として、11区域を整理し、このうち4区域については、協議会の組織や国による風況・地質調査を進めている。令和元年12月には、長崎県五島市沖について促進区域の指定を行う等、洋上風力発電の導入促進に向けた取り組みが着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、経済産業省はじめ関係者と連携して、洋上風力発電の導入促進に向けた取り組みを進めていく。

浮体式・浮遊式の海洋エネルギー利用促進に向けた安全・環境対策

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

浮体式洋上風力発電施設の安全性を確保しつつ浮体構造の簡素化等を実現する設計・安全評価手法(損傷時復原性に係る代替要件の導入)について、有識者等から構成される検討会を開催して技術的検討を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

浮体式洋上風力発電施設の建造コスト・設置コスト低減に向けて有識者等から構成される検討会を開催し、国際標準の動向を踏まえつつ、新たな係留システム等の安全評価手法の確立のための技術的検討を実施している。

また、平成30年度に実施した技術的検討の結果を踏まえ、関連する技術基準を令和2年3月に改正した。

3. 評価

平成30年度までの検討結果を踏まえて、浮体式洋上風力発電施設の設置海域における他船舶の航行状況等や浮体施設への親水を防止するための措置等を考慮し、船舶の衝突用による浸水の恐れが十分小さい等適当と認められる場合に、損傷時復原性に係る要件を緩和できるよう、技術基準を改正済みであり、着実に成果を得ている。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、国際標準の動向も踏まえつつ、浮体式洋上風力発電施設の安全性を確保しつつ、設置方法等の簡素化を実現する設計・安全評価手法の確立のための技術的検討を実施し、基準の見直しやガイドラインの策定を目指す。

項目2-2 小水力発電等の推進

登録制による従属発電の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

登録制の活用により、従属発電の導入を促進した。

従属発電件数

平成20～24年度平均(登録制度導入前): 9件

平成30年度実績: 12件

※ダム等から放流される流水を利用した発電を除く。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

登録制の活用により、従属発電の導入を促進した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

登録制の活用により、従属発電の導入を促進する。

小水力発電プロジェクト形成の支援

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援した。

また、小水力発電を検討している事業者等向けに、登録制及び取得に当たってのポイントの説明、設置事例の紹介、河川管理者の相談窓口などを記載したガイドブックを作成し、国土交通省HPで公開している。

窓口相談件数

平成29年度: 48件

平成30年度: 30件

(支援の例)

岩手県一関市の農業用水路に小水力発電を設置するプロジェクトについて、登録制にかかる手続き等の支援を行い、結果、設置に至った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援した。

砂防堰堤を活用した小水力発電を検討している事業者等に対して、情報提供等の技術的支援を実施した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援する。

項目2-2 小水力発電等の推進

小水力発電設備の設置等

1. 指標(直轄、水資源機構の管理するダムにおける管理用発電設備導入による発電増量)



1. 平成30年度の実績

直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- ・直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入。
- ・砂防堰堤において引き続き発電設備の導入を支援。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進。また、砂防堰堤において発電設備の導入を支援。

■直轄管理ダム等において、導入可能性の「総点検」結果に基づき、ダム管理用発電を積極的に導入

導入前

導入後



■砂防堰堤については、小水力発電の導入を支援

項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による下水道資源の有効利用技術の普及

1. 指標

H30d評価	比較	R1d評価
C	⇒	C

1-8 下水汚泥エネルギー化率（P33参照）

2. 平成30年度の実績

低コスト・省エネ型の汚泥乾燥技術の実証成果を踏まえ、技術のガイドラインを策定し公表した。

下水汚泥の効率的なエネルギー利用に向け、平成29年度からの継続実証として、高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術、省エネ型汚泥焼却技術、平成30年度からの新規実証として、省エネ・低コストな水処理能力向上技術、効率的な省エネ型バイオガス利活用技術に関する実証を実施した。

3. 平成31年度（令和元年度）の取組

高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術及び省エネ型汚泥焼却技術の実証成果を踏まえ、技術のガイドラインを策定し公表した。

下水汚泥の効率的なエネルギー利用に向け、平成30年度からの継続実証として、省エネ・低コストな水処理能力向上技術及び効率的な省エネ型バイオガス利活用技術の実証を実施した。

4. 評価

下水汚泥エネルギー化率については、平成27年の下水道法改正における努力義務化を受けて、近年大幅に伸びている。今後も施設の改築・更新にあわせたエネルギー化施設の導入が検討されており、より一層の増加が見込まれる。

5. 対策・施策の追加・強化等

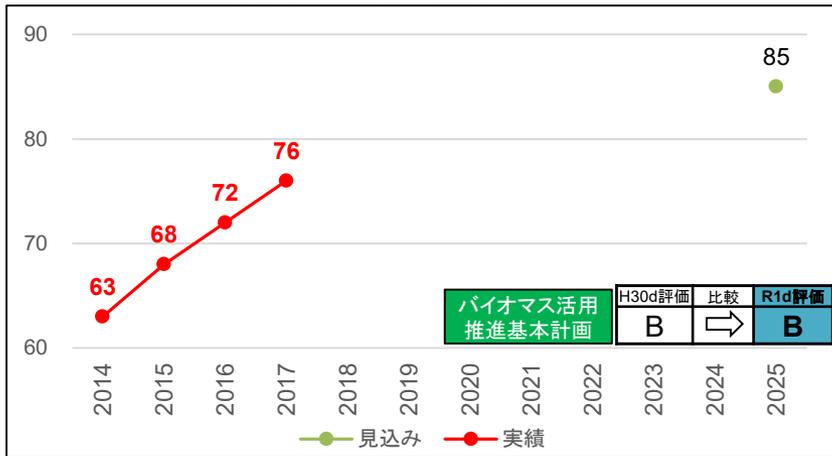
今後はガイドラインの周知・活用推進等を行い、下水道管理者による改正下水道法の着実な実施を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

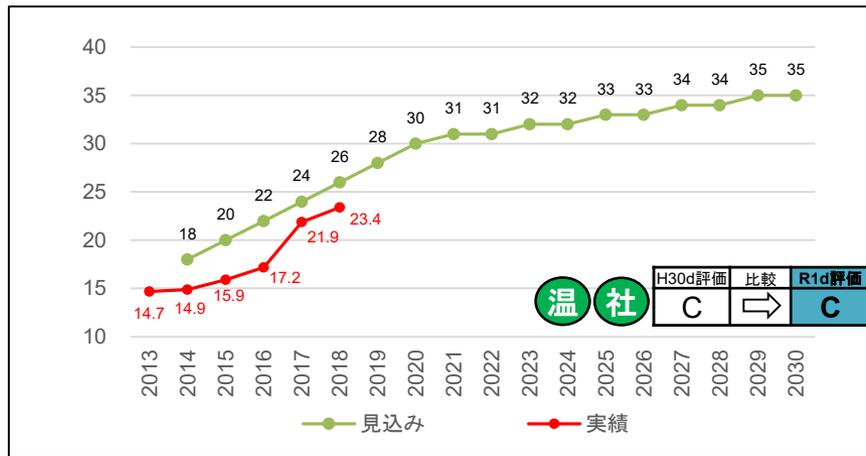
下水道資源の有効利用による創エネ等の推進

1. 指標

(下水汚泥リサイクル率) (%)



(下水汚泥エネルギー化率) (%)



2. 平成30年度の実績

社会資本整備総合交付金事業等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインの普及促進を図る。また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、下水汚泥の肥料化・燃料化技術の実証を行った。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣、下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインの普及展開等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進。

また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、高効率消化によるエネルギー活用技術、省エネ型汚泥焼却技術、省エネ・低コストな水処理能力向上技術の実証の実施。

4. 評価

下水汚泥エネルギー化率については、平成27年5月の下水道法改正による汚泥の燃料としての再生利用が努力義務化されたことを受け、近年大幅に伸びている。今後も施設の改築・更新にあわせたエネルギー化施設の導入が検討されており、より一層の増加が見込まれる。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後はガイドラインの周知・活用推進等を行い、下水道管理者による改正下水道法の着実な実施を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

項目2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進

公共インフラ空間（官庁施設、下水道、道路、公園、港湾、空港等）における太陽光発電設備の導入促進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- 下水処理場においては、固定価格買取制度(FIT)を活用し、民間事業者への処理場敷地を貸付するなど、下水処理場における太陽光パネルの設置を推進。
- 道路施設においては、道路管理者として、サービスエリアや道の駅等において太陽光等の再生可能エネルギー発電設備を活用。また、道路区域や都市公園においては、民間事業者等が太陽光発電設備等を占有物件として設置することが可能。
- 港湾施設においては、港湾管理者によって太陽光発電設備の導入を推進。
- 空港施設においては、空港の運営に伴うエネルギー消費量の削減等に取り組むエコエアポートの取組を推進。
- 官庁施設においては、合同庁舎等への太陽光発電設備の導入を推進。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進していく。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進していく。

道路施設



名古屋環状2号線
(名古屋市・2000kW規模)

空港施設



羽田空港・貨物ターミナル
(国際線・2,000kW規模)

官庁施設



高松サポート合同庁舎(南館)
(高松市・10kW規模)

下水処理場



神奈川水再生センター
(横浜市・約900kW規模)

港湾施設



横浜港
(横浜市・300kW規模)

項目2-5 気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援

再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- ・次期長期再解析のための気候同化システムの開発、入力データとして用いる観測データの整備を行うとともに、同システムの性能評価のための予備実験を実施した。
- ・数値予報モデルの精緻化に向け、数値予報モデルの物理過程及び不確実性を考慮するためのアンサンブル手法の開発を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- ・引き続き次期長期再解析の入力データとして用いる観測データの整備を行うとともに、プロダクト作成のため本計算を開始した。
- ・引き続き数値予報モデルに関する技術開発を継続した。

3. 評価

最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析の実施に向けて、気候同化システムの開発、入力データとして用いる観測データの整備、同システムの性能評価のための予備実験を実施するとともに、プロダクト作成のための本計算を開始するなど、取組を着実に実施した。

また、数値予報モデルの精緻化に向けて、数値予報モデルの物理過程及び不確実性を考慮するためのアンサンブル手法の開発を着実に実施した。

4. 対策・施策の追加・強化等

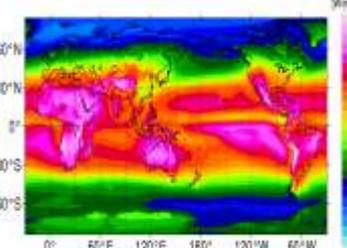
- ・発電施設の立地選定に係る気象条件の事前評価に利用可能な気象資料として、1958年から現在までの期間にわたって一貫した品質を持つ気候の再現データ「気象庁55年長期再解析(JRA-55)」を気象業務支援センター等を通じて提供している。
- ・今後は最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析を実施し、より精度の高い気候の再現データを提供する。
- ・再生可能エネルギーの発電予測及び電力消費予測に資する正確な気象情報を提供するため、気象予測の精度を継続的に向上させていく。

【観測データ】



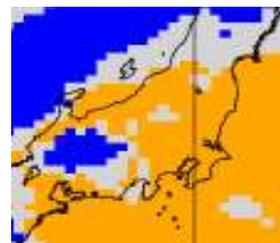
風の観測値

【気候再現データ】



世界の年平均太陽放射量

【予測データ】



数値予報から算出した
天気分布図



安定運用

発電量の適切な予測に
基づく、発電設備の効
率的・安定的な運用



風力発電

立地選定

効率的な発電を行うた
めに、どの地域に発電
設備を設けるかの検討



太陽光発電



柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-6 国土交通分野における技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

燃料電池自動車に係る基準の整備等

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

(道路運送車両法の保安基準の取組)
「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」の国内導入に向けて、道路運送車両法の保安基準等の改正を行い、平成28年6月に公布・施行を行った。これに伴い、燃料電池自動車の認証の相互承認が可能となった。

(建築基準法の取組)
高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示(平成17年国土交通省告示第359号)を平成29年5月に改正した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組 (道路運送車両法の保安基準の取組)

(建築基準法の取組)
平成29年度の告示改正により対応済み。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

—

—

水素社会実現に向けた安全対策

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成29年度に当初の目標であった安全ガイドライン作成を完了している。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

平成29年度に当初の目標であった安全ガイドライン作成を完了している。

3. 評価

燃料電池船の実用化に向け、安全面に係る技術的課題を整理し、ガイドラインを作成し、着実に成果を得た。

4. 対策・施策の追加・強化等

—

—

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

項目2-6 国土交通分野における技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

液化水素の海上輸送体制の確立

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

安全基準の取組については平成28年度に達成済み。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

安全基準の取組については平成28年度に達成済み。

3. 評価

我が国主導のもと、液化水素運搬船の安全基準案が暫定勧告として採択され、着実に成果を得た。

4. 対策・施策の追加・強化等

安全基準の取組については、平成28年度に達成済み。水素サプライチェーンの構築/水素の利活用については、経済産業省が引き続き推進していく。

パイロットプロジェクト 2020年頃に実証試験開始予定

パイロット荷役基地
(神戸市 神戸空港北東部)



パイロット船イメージ



商用プラントのイメージ
褐炭から水素を製造
(製造時に発生するCO₂は豪州で処理)



ラトロブバレー

【未利用資源 褐炭
・水分が多く輸送効
・自然発火の危険性】

日本へ海上輸送



商用船イメージ

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

- 項目3 - 1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

「国土交通省の適応計画」の策定・総合的な対策推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成30年6月13日に公布された「気候変動適応法」に基づき、現行の政府全体の適応計画に法定事項や最新の施策等を反映させる形で、新たに「気候変動適応計画」が法定計画として閣議決定されたため、これに合わせ、国土交通省気候変動適応計画についても、同様に最新の施策等を反映する改正を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

気候変動適応法に基づく「気候変動適応に関する研究機関連絡会議」の設置に関して、環境省から関係研究機関の連携・協力依頼があったため、国交省関係研究機関の推薦を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

本計画に基づいて、全国に展開している地方支分部局における現場業務から、本省におけるハード・ソフト両面での制度等企画・立案業務、さらには気候変動の観測・研究に関わりの深い気象庁や国土地理院から、国土技術政策総合研究所等の研究機関まで幅広く所掌する総合力を発揮して、適応策の展開に総力を挙げて取り組む。

気候変動適応策策定に資する監視・予測情報の提供

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- ・「地球温暖化予測情報第9巻」の都道府県版の情報を作成し、全47都道府県分を公開した。また、地方公共団体等に監視・予測情報の提供・解説を行った。
- ・海洋、大気環境の観測・監視を実施し、これらの結果をとりまとめ、年報「気候変動監視レポート2017」として公表した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- ・平成30年度に作成した「地球温暖化予測情報第9巻」の都道府県版などを活用して、地方公共団体等に監視・予測情報の提供・解説を行った。
- ・海洋、大気環境の観測・監視を実施し、これらの結果をとりまとめ、年報「気候変動監視レポート2018」として公表した。

3. 評価

地方公共団体における気候変動への適応策策定等に貢献するため、地方公共団体等に監視・予測情報の提供・解説を行うなど、取組を着実に実施した。

また、地球温暖化の緩和策や適応策策定に資するため、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視情報の提供を着実に実施した。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・「地球温暖化予測情報第9巻」で用いたRCP8.5シナリオ(現状程度の温暖化対策を続けた場合に相当)に加え、RCP2.6シナリオ(厳しい温暖化対策を取った場合に相当)に基づく温暖化予測情報の提供を行う(令和2年度まで)。
- ・気候変動の実態と見通しについて総合的に評価し、我が国の気候変動に関する情報の統一的な見解をまとめるレポートを公表する(令和2年度予定)。
- ・引き続き海洋、大気環境の観測・監視を実施し、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視情報等を提供する。46

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

水害に対する適応策の推進

1. 指標



(人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率)



(最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)



(最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

2. 平成30年度の実績

- ・河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- ・洪水・内水・高潮については浸水想定区域の指定を推進。
- ・高潮については、平成30年6月に全国で初めて福岡県において水位周知海岸を指定し、福津市、水巻町において最大クラスに対応したハザードマップを作成。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

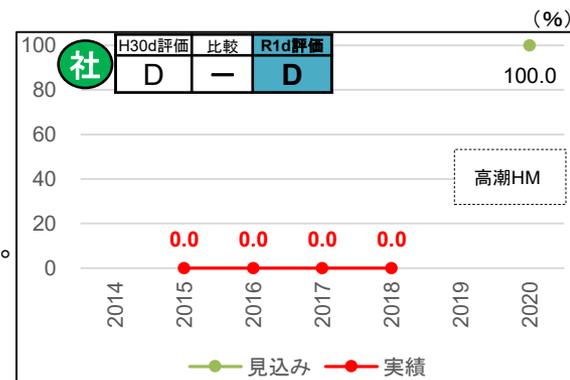
- ・河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- ・洪水については、都道府県管理河川は、引き続き最大クラスの洪水浸水想定区域の指定を促進。洪水ハザードマップについては、大規模氾濫減災協議会等の場を通じ、訓練等での利活用の状況を共有。
- ・内水については、地下街を有する都市等の地方公共団体と連携し、最大クラスの内水に対する浸水想定区域及び水位周知下水道の指定に向けた取組を促進。
- ・高潮については、三大湾等を有する地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域及び水位周知海岸の指定に向けた取組を促進。
- ・最大クラスに対応したハザードマップを作成・公表し、訓練が促進されるよう全国で説明会を実施。

4. 評価

- ・河川の整備率については、ダムなど大規模な整備を実施している地域では完成するまで効果が発現されないため、見かけ上、達成率には反映されていないが、事業は着実に進捗している。
- ・訓練実施のためには、対象とする河川・下水道・海岸を指定し、浸水想定区域図を作成した後に、ハザードマップを作成する必要がある。市町村において、最大クラスに対応したハザードマップが作成されているところであり、訓練実施に繋がる取組は着実に進捗。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・引き続き、河川改修や洪水調節施設の整備の着実な進捗を図る。
- ・最大クラスの洪水に対応したハザードマップの作成・公表及び訓練の実施については、平成29年5月の水防法改正に基づき、大規模氾濫減災協議会を通じて関係者が連携して取組を推進。



(最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

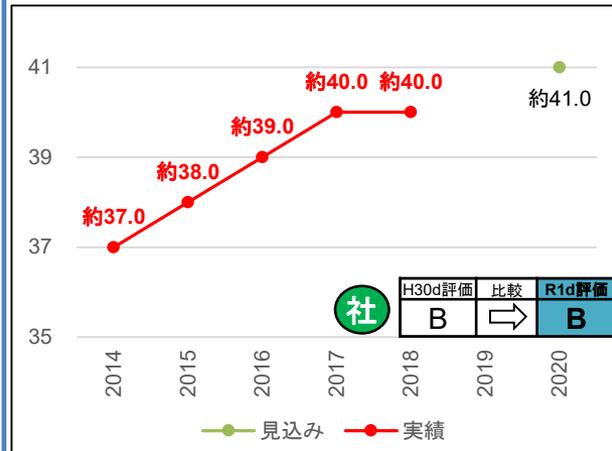
柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

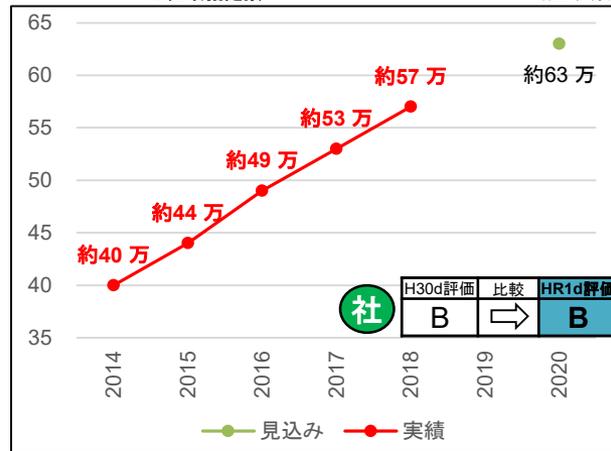
土砂災害に対する適応策の推進

1. 指標

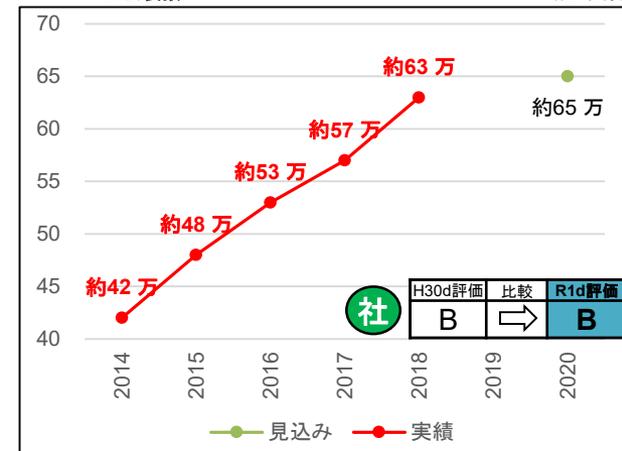
要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率 (%)



土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の区域指定数 (区域数)



土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数 (区域数)



1. 平成30年度の実績

- ・土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施
- ・土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等を着実に推進。
土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等を着実に推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等について取り組んで行く。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

気候変動がもたらす災害リスクを最小化するための港湾施策

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成30年9月の台風21号に伴う高潮被害を踏まえ、港湾の堤外地の高潮等の被害低減を図るため、同年10月に「港湾における高潮リスク低減方策検討委員会」を設置し、「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」を改訂した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

平成30年3月に改訂した「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」に基づき、気象情報等をトリガー(契機)として、予め取るべき防災行動を示した「フェーズ別高潮・暴風対応計画」を全国の港湾において策定した。

また、令和元年台風第15号や第19号を踏まえ、港湾等における防災・減災対策を推進するため、「港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会」を設置し、ハード・ソフト一体となった対策を検討する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後、港湾管理者・海岸管理者、港湾立地・利用企業等関連主体に対しガイドラインの周知を図るとともに、ガイドラインに基づき、関係者の連携による高潮・高波・暴風対策を推進する。

海岸における気候変動の影響への適応策の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成30年11月に千葉県で最大クラスの高潮に対する浸水想定区域図が公表された。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

三大湾等を有する地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域の指定及び水位周知海岸の設定に向けた取組を促進し、新たに神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県、徳島県で高潮浸水想定区域図が公表されている。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、各都道府県における高潮浸水想定区域の指定・公表に向けて、必要な技術的支援を行っていく。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

水資源分野における気候変動適応策の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(案)」に基づき、渇水対応タイムラインの作成を試行するとともに、ガイドラインの改善点を整理し、有識者の意見を踏まえ、平成31年3月に「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」を公表した。

地方公共団体等の実務担当者に向け、地下水マネジメントにおける地下水協議会の設置・運営を図る場合の参考となる情報をまとめた「地下水マネジメントの合意形成の進め方」を公表した。

地下水マネジメントの先進事例や地方公共団体等の制定している条例等を調査するとともに、地方公共団体職員を対象としたセミナーを行った。

また、「雨水の利用の推進に関するガイドライン(案)」への理解を深めるために、地方公共団体職員を対象とした勉強会を開催した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」を踏まえ、渇水による影響が大きい水系から順次、渇水対応タイムラインの作成を開始した。

地方公共団体等が地下水マネジメントを円滑に導入できるよう、「地下水マネジメント導入のススメ」、「地下水マネジメントの形成の進め方」の統合版として「地下水マネジメントの手順書」を公表し、セミナー等において説明を行った。

また、リーフレット(雨水活用のススメ)を活用し、ホームページへの掲載や関係団体と連携しながらシンポジウムなどの場を利用し、普及啓発活動を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

全国の主要な水系で渇水対応タイムラインの作成等の施策を確実に推進させていく。

北極海航路の利活用に向けた環境整備

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

北極海航路の利用動向や課題等の調査を行うとともに、「北極海航路に係る官民連携協議会」を開催(第8回:平成30年8月)し、関係省庁、民間事業者との情報共有を図った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

北極海航路の利用動向や課題等の調査を行うとともに、「北極海航路に係る産学官連携協議会」を開催(第9回:令和元年6月)し、関係省庁、民間事業者、研究機関との情報共有を図った。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、北極海航路に係る調査を行うとともに、「北極海航路に係る産学官連携協議会」を開催し、関係省庁、民間事業者、研究機関との情報共有を図る。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

- 項目 4 - 1 健全な水循環の確保等の推進
- 項目 4 - 2 海の再生・保全
- 項目 4 - 3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進
- 項目 4 - 4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の
充実強化

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

流域の総合的かつ一体的な管理

1. 平成30年度の実績

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・「流域水循環計画」公表(平成30年4月:1計画, 平成30年12月:5計画)
- ・「先進的な流域マネジメントに関するモデル調査」実施(3団体)
(平成30年5月～平成31年3月)
- ・「流域マネジメントの手引き」及び「事例集」公表(平成30年7月)

【普及啓発】

- ・「平成29年度水循環施策」を閣議決定(平成30年6月)
- ・「水を考えるつどい」開催(平成30年8月)
- ・「水循環シンポジウム2018」開催(平成30年12月)

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・「流域水循環計画」の公表(令和2年1月:12計画, 合計44計画)
- ・「流域マネジメントの事例集」作成(令和元年10月)

【普及啓発】

- ・「平成30年度水循環施策」を閣議決定(令和元年6月)
- ・「水を考えるつどい」開催(令和元年8月)
- ・「水循環セミナー」の開催(令和元年11月～2年1月)
- ・「水循環シンポジウム2020」開催(令和2年2月)

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、手引き・事例集の作成、更新、「流域水循環計画」公表、シンポジウム実施などの必要な支援を実施。

流域関係者連携による河川等の水質改善の推進

1. 平成30年度の実績

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。また、直轄区間においては15,489人の参加を得て392地点で水生生物調査を実施し、約68%の地点で「きれいな水」と判定された。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

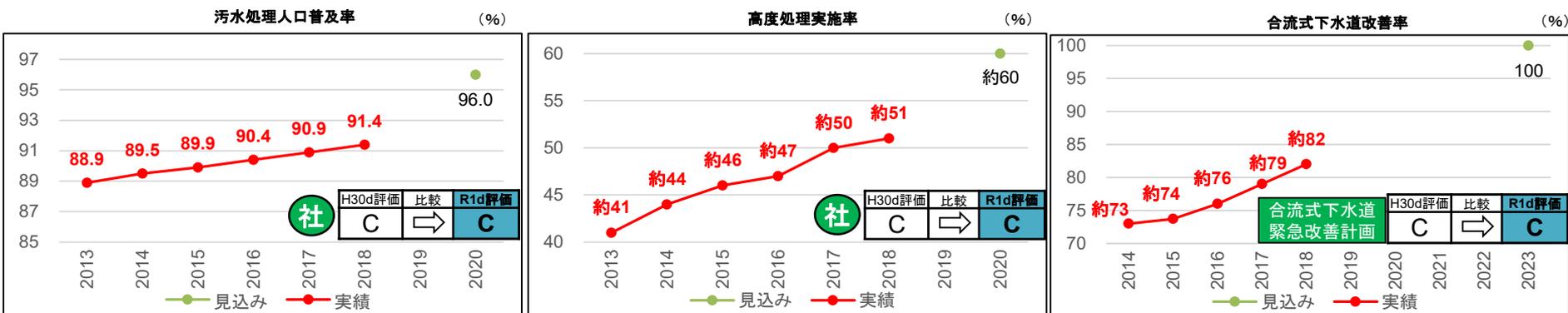
引き続き第5次環境基本計画に位置づけられた「流域全体を視野に入れた関係者間連携による水循環の健全化に向けた取組」を推進

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

下水道整備による水環境改善

1. 指標



2. 平成30年度の実績

- ・汚水処理の未普及地域の早期解消を目的として、地域特性に応じた適切な役割分担のもと、他の汚水処理施設との連携を一層強化しつつ、下水道の整備の推進を支援した。
- ・閉鎖性水域や水道水源等の水質保全上重要な地域において、下水処理場における既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的な処理水質の向上等の高度処理の導入を支援した。
- ・合流式下水道の改善対策については、合流式下水道緊急改善事業等により、効率的・効果的な改善対策の推進を支援した。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、社会資本整備総合交付金等により、下水道の整備の推進を支援している。

4. 評価

- ・汚水処理人口普及率は、その伸びは過去のトレンドに比べて若干鈍化しているものの、着実に上昇していると評価できる。随時、都道府県構想の見直しを進め、これを踏まえた着実な汚水処理施設整備を推進しているため、目標達成に向けて今後の普及率向上が見込まれる。
- ・高度処理実施率は、その伸びは過去のトレンドに比べて若干鈍化しているものの、着実に上昇していると評価できる。現在は、既存施設を活用した段階的な高度処理の導入に関するガイドラインを策定し普及を進めていることから、目標達成に向けて、今後の高度処理実施率向上が見込まれる。
- ・合流改善率については、H35年度までに下水道法施行令対応が求められる19都市1流域下水道において合流改善事業が実施されており、H35年度には目標数値を達成できる見込み。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・社会資本整備総合交付金等の支援により、施策を着実に推進していく。
- ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえたアクションプランや都道府県構想の見直しを要請しており、これを集計、分析して技術的助言を行うとともに、地域の実情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

ダムの弾力的管理

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験により、ダム下流の河川環境の保全に取り組んだ。平成30年度は、23ダムでダムの弾力的管理及び弾力的管理試験に取り組み、このうち18ダムで弾力的管理により生み出した水を使った活用放流を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。

水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進した。

取水による減水区間の清流回復距離

平成30年度(累計): 5,980km

(※対策初年度は昭和63年)

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き発電ガイドラインを活用することにより、減水区間の清流回復を促進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

雨水貯留・浸透施策の整備等

1. 平成30年度の実績

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

関東・中部・近畿都市圏の8河川において、特定都市河川浸水被害対策法による特定都市河川・流域に指定し、浸水被害の防止のための雨水貯留施設等の流域対策を行った。雨水貯留浸透施設の設置については、防災・安全交付金による支援によって、自治体が整備を行った。

- 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置（H16創設）、特定都市河川浸水被害対策法9条に基づき設置される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減する。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- 継続的に自治体により雨水貯留浸透施設等の流域対策を行っている
- 雨水貯留浸透施設整備促進税制についても継続実施。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、関東・中部・近畿都市圏の8河川において、浸水被害の防止のための雨水貯留浸透施設等の流域対策を行う。雨水貯留浸透施設の設置については、防災・安全交付金による支援によって、自治体が整備を行う。

ダム貯水池における水質保全対策

1. 平成30年度の実績

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

ダム貯水池において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化等に対処するため、選択取水設備や曝気循環設備を運用するなどの水質保全対策を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、ダム貯水池における水質保全対策を実施する。

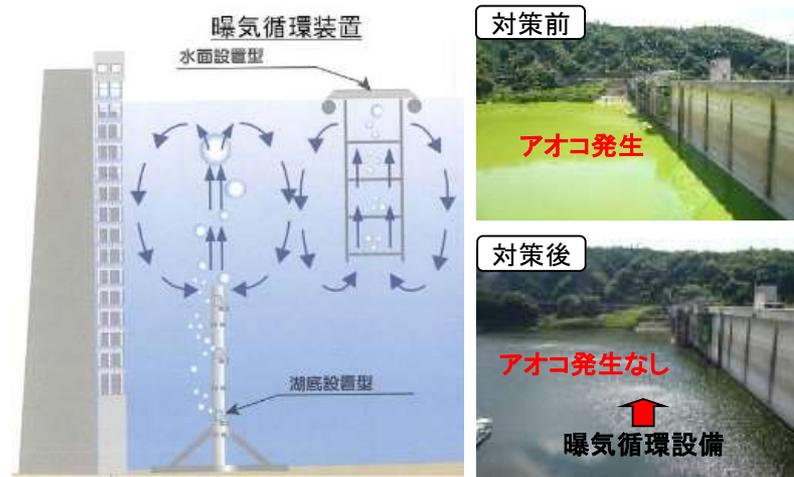
3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

ダム貯水池における水質保全対策を実施する。

【参考】水質保全対策の事例(曝気循環設備の運用)



柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

総合的な土砂管理の取組の推進

1. 平成30年度の実績

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

下流への土砂還元対策として、土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進した。また河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進した。

<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/dosyakanri.html>

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を進めるとともに、問題の発生している溪流、河川、海岸において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を進める。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を進めるとともに、問題の発生している溪流、河川、海岸において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を進める。

多様な水源の確保

1. 平成30年度の実績

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

地方公共団体等の実務担当者向けに、地下水マネジメントにおける地下水協議会の設置・運営を図る場合の参考となる情報をまとめた「地下水マネジメントの合意形成の進め方」を公表した。

地下水マネジメントの先進事例や地方公共団体等の制定している条例等を調査するとともに、地方公共団体職員を対象としたセミナーを行った。

また、「雨水の利用の推進に関するガイドライン(案)」への理解を深めるために、地方公共団体職員を対象とした勉強会を開催した。新世代下水道支援事業制度により、下水処理水や雨水の利用に係る取組を支援した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

地方公共団体等が地下水マネジメントを円滑に導入できるよう、「地下水マネジメント導入のススメ」、「地下水マネジメントの形成の進め方」の統合版として「地下水マネジメントの手順書」を公表し、セミナー等において説明を行った。

また、リーフレット(雨水活用のススメ)を活用し、ホームページへの掲載や関係団体と連携しながらシンポジウムなどの場を利用し、普及啓発活動を行った。新世代下水道支援事業制度により、下水処理水や雨水の利用に係る取組を支援した。また、渇水時の下水処理水利用を促進するため、事務連絡を発出した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

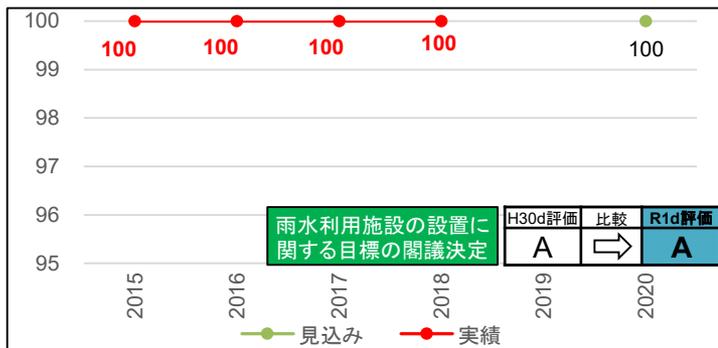
今後は検討した手法や事例、補助等を全国に広く展開し、関連する施策が推進される。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進

1. 指標(国等の新築建築物における雨水利用施設設置率)



2. 平成30年度の実績

雨水利用施設の設置に関する目標の閣議決定(平成27年3月)以降に事業に着手(設計業務の契約締結等)した建築物が目標の対象であり、平成30年度における目標の対象となる建築物は11棟。そのうち、雨水利用施設を設置した建築物は11棟。したがって、目標の達成状況は100%であった。また、「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に基づき、官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進した。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進する。平成31年度(令和元年度)以降に完成予定の建築物で雨水利用施設の設置を計画している国等の建築物は35棟。

平成31年度(令和元年度)における目標の達成状況については令和2年12月に公表予定。

4. 評価

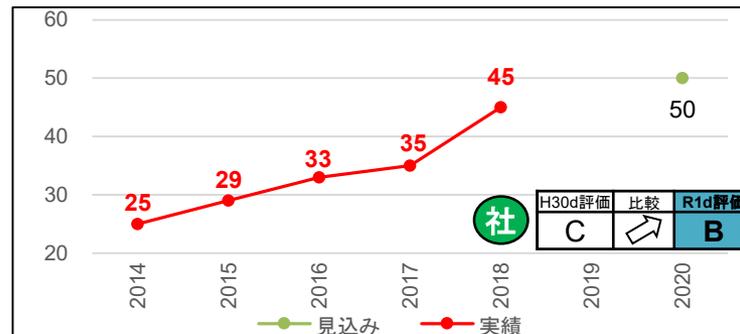
施策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進する。

魅力ある水辺の創出

1. 指標(水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合)



1. 平成30年度の実績

水辺の賑わい創出に向け、平成28年6月2日より、民間事業者等がオーブンカフェ等を用いて河川敷地を占有する場合の許可期間を、「3年以内」から「10年以内」へと延長した。併せて、民間事業者等の方々にも気軽にご利用いただける「かわまちづくりよろず相談窓口(略称:かわよろず)」を、水管理・国土保全局内に開設した。平成30年度末には、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合は45%となっている。

かわまちづくり計画の登録件数は、平成30年度末時点で213箇所増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

令和元年度は、「かわまちづくり」支援制度への登録を目指す自治体首長等が参加する「かわまちづくり意見交換会」に約20名の参加を予定している。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合の増加に向け、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

良好な海域環境の保全・再生・創出

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを青森港、阪南港等において実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを青森港、阪南港等において引き続き実施した。

3. 評価

干潟等の再生、深掘り跡の埋戻しなどの実施により、良好な海域環境の保全・再生が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、干潟等の再生、深掘り跡の埋戻しなどの実施により、良好な海域環境の保全・再生を図る。

<事例> 深掘り跡の埋戻し(阪南港)



トレミー船による窪地への土砂投入



位置図

油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

「平成30年7月豪雨」等の豪雨災害で発生した漂流ごみ等の回収対応を実施。上記対応を含み、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において約1,701千m³の漂流ごみ等を回収。また、船舶の事故等により発生した浮流油について、放水拡散、航走攪拌等により油の除去を実施。さらに、油流出事故発生時に迅速な対応が必要となるため、大型浚渫兼油回収船等による油回収訓練を実施※。

※北太平洋地域海行動計画の枠組のもと海上保安庁等と連携し、ロシア及び国内関係機関とともに油防除実働訓練も通常訓練に加え実施。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

「令和元年8月の前線に伴う大雨」等の豪雨災害で発生した漂流ごみ等の回収対応を実施。上記対応を含み、令和元年4月～12月までの東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において約1,166千m³の漂流ごみを回収。また、船舶の事故等により発生した浮流油について、放水拡散、航走攪拌等により油の除去を実施。さらに、油流出事故発生時に迅速な対応が必要となるため、大型浚渫兼油回収船等による油回収訓練を実施。

3. 評価

閉鎖性海域では河川からのごみの流入や、船舶事故等による油の流出が発生した場合に、これらが海域に滞留するため、継続的に回収を実施する必要がある。登録施策の実施により、海域環境の保全を図るとともに船舶の安全かつ円滑な航行を確保している。

4. 対策・施策の追加・強化等

大型浚渫兼油回収船等の広域ネットワークを活用し、港湾管理者、関係省庁や関係民間団等と連携した漂流ごみ等又は油回収体制の更なる強化を推進するとともに、海洋短波レーダー等を利用した効率的な漂流ごみ等、油の回収を実施する。また、油流出事故や緊急確保航路及び開発保全航路の埋塞等に対応するための防災訓練等を実施する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

全国海の再生プロジェクト及び官民連携の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- ・東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、干潟等の整備、陸域からの汚濁負荷削減対策、モニタリングデータの共有化・発信等を実施。
- ・平成30年夏季に、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・東京湾沿岸に住む市民や企業、団体と国や自治体がともに、海の再生を考え行動するきっかけを提供する場として、平成30年10月に東京湾大感謝祭2018が横浜市で開催。
- ・海の再生プロジェクトの普及啓発、情報共有のため、行政機関やNPO等が参加した「海の再生全国会議」を平成31年2月に名古屋市で開催。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- ・令和元年8月～9月、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・令和元年10月、東京湾大感謝祭2019が横浜市で開催。
- ・令和2年年2月、第14回海の再生全国会議を東京都内で開催。

3. 評価

東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係省庁・自治体等の連携のもと、総合的な施策が実施されているとともに、東京湾においては「東京湾再生官民連携フォーラム」等と連携して東京湾再生の取組が実施されており、閉鎖性海域における環境改善のための施策が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・各湾の再生行動計画に基づき、閉鎖性海域における環境改善のための総合的な施策を推進していく。
- ・東京湾においては、引き続き、東京湾再生官民連携フォーラムの企画運営委員会やPT活動を行い、東京湾再生に向けた取組を推進していく。

海域浄化対策事業の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

海岸管理者が海域浄化対策を実施する交付金制度を継続しており、本年度は、兵庫県において当該事業を実施し、座礁した船舶を撤去した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

該当する事案がなかったため、実績なし。

3. 評価

海岸管理者が海域浄化対策を実施する交付金制度を継続しており、本年度は当該事業を活用した実績があったため、施策は推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、必要に応じて当該事業制度を活用し、海域浄化対策を推進していく。



【撤去前】



【撤去後】

兵庫県において座礁した船舶の撤去状況

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

豊かで美しい海岸の環境の保全と回復

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

様々な要因により全国各地で海岸侵食が生じていることから、離岸堤・突堤等の整備や養浜等に加え、河川、海岸、港湾、漁港の各管理者間で連携したサンドバイパスやサンドリサイクル等の侵食対策を推進した。

新潟港海岸(新潟県)、宮崎海岸(宮崎県)等で事業を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

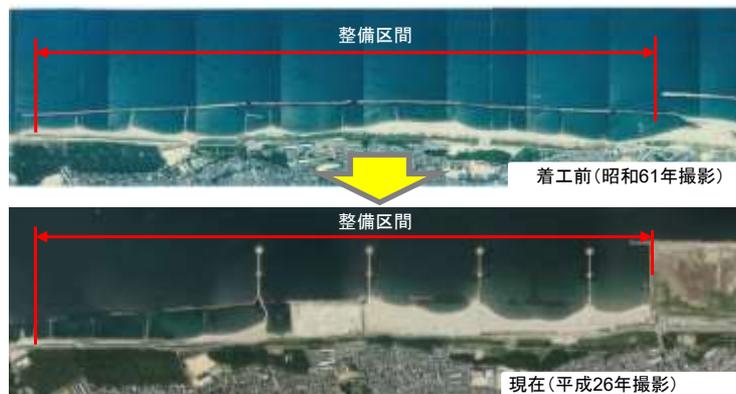
上記の海岸等において継続して当該事業を実施している。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、当該事業等により海岸侵食対策を推進していく。



(例:新潟港海岸の養浜)

漂流・漂着ごみ対策

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

10府県において当該事業を実施し、合計約3.7万m³の流木等を処理した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

海岸管理者が漂着流木等を処理する補助制度を活用しており、10県において当該事業を実施し、合計約3.7万m³の流木等を処理している。

3. 評価

海岸管理者が漂着流木等を処理する補助制度を継続しており、施策は推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、当該事業制度を活用し、海岸漂着物の円滑な処理を推進していく。



(例:日高港海岸における漂着した流木等撤去状況)

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

バラスト水管理の適正化

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

船舶のバラスト水を介した有害水生生物の越境移動による生態系の破壊等に対応するため、バラスト水排出基準等が定められた「船舶バラスト水規制管理条約」が平成29年9月8日に発効した。国内法である「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正(改正海防法)についても発効日から施行された。

当該条約発効に伴い、我が国は条約のガイドラインに沿って、バラスト水処理設備の承認を進めており、平成30年度末時点で、11型式に承認を与えている。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

規制の円滑な執行に向け、バラスト水処理設備の承認等の取組を行っている。

3. 評価

船舶のバラスト水を介した有害水生生物の越境移動による生態系の破壊等に対応するため、バラスト水排出基準等が定められた「船舶バラスト水規制管理条約」が採択されている。日本国籍船舶に搭載可能なバラスト水処理設備の承認を適切に進めることで、国際的なルールに基づく国内対応の着実な推進を図っている。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、バラスト水処理設備の承認を適切に進める予定である。

船舶検査等執行体制の充実

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶検査を3,326件行った。

海防法に基づく検査実績

3,326件(2018年度)
3,405件(2017年度)
3,196件(2016年度)

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

申請により検査を執行するため、検査の実績見込みを算出することは困難であるが、引き続き海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき環境基準に適しているか適切に検査を執行していく。

3. 評価

海洋汚染等防止法に基づく船舶検査3,326件を適切に実施し、船舶からの海洋汚染防止に向けて着実に取り組んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き適切な船舶検査を実施する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-2 海の再生・保全

サブスタンダード船対策の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成30年度は5,219件の外国船舶に対するPSCを実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

平成31年度(令和元年度)は、5000件超の外国船舶に対するPSCを実施し、MARPOL条約の不適合を含む欠陥を指摘し、是正させる見込み。

3. 評価

外国船舶に対するPSC 5,219件を適切に実施し、サブスタンダード船排除に向けて着実に取り組んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続きサブスタンダード船排除のため、外国船舶に対するPSCを実施する。

PSC = Port State Control

入港した外国籍船舶に対して、寄港国当局が船舶の構造・設備、海洋汚染防止設備、船員の資格要件等が国際条約に適合しているか確認するための検査



柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

都市における生物多様性の保全の推進

1. 指標(生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合) (%)



2. 平成30年度の実績

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設置されている計画割合について、平成29年度の実績は、約48%となっている。

平成28年度策定した「都市の生物多様性指標(簡易版)」を地方公共団体において活用し、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進するため、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の策定をした。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

昨年度策定した「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を地方公共団体等へ公表した。

4. 評価

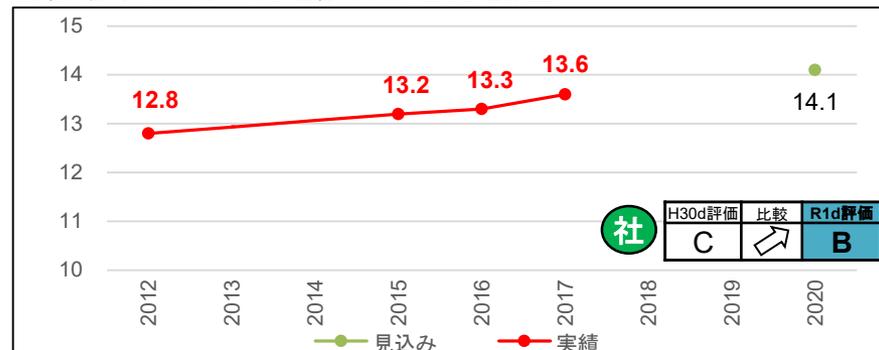
施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も、「都市の生物多様性指標(簡易版)」や「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等、これまで作成したものを活用し、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり

1. 指標(都市域における水と緑の公的空間確保量) (㎡/人)



2. 平成30年度の実績

都市公園等整備及び緑地保全・緑化の取組の現況

- ・都市公園等整備: 126,332ha(平成29年度末)
- ・特別緑地保全地区: 607地区 2,774ha(平成29年度末)
- ・近郊緑地保全区域: 25区域 97,330ha(平成29年度末)
- ・近郊緑地特別保全地区: 30地区 3,746ha(平成29年度末)
- ・歴史的風土保存区域: 32区域 20,083ha(平成29年度末)
- ・歴史的風土特別保存地区: 60地区 6,428ha(平成29年度末)
- ・風致地区: 765地区 170,086ha(平成29年度末)
- ・市民緑地契約制度: 176地区 101ha(平成29年度末)
- ・認定市民緑地: 2地区(平成29年度末)
- ・保存樹、保存樹林の指定: 3,743本 292箇所 111ha(平成29年度末)

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進。

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

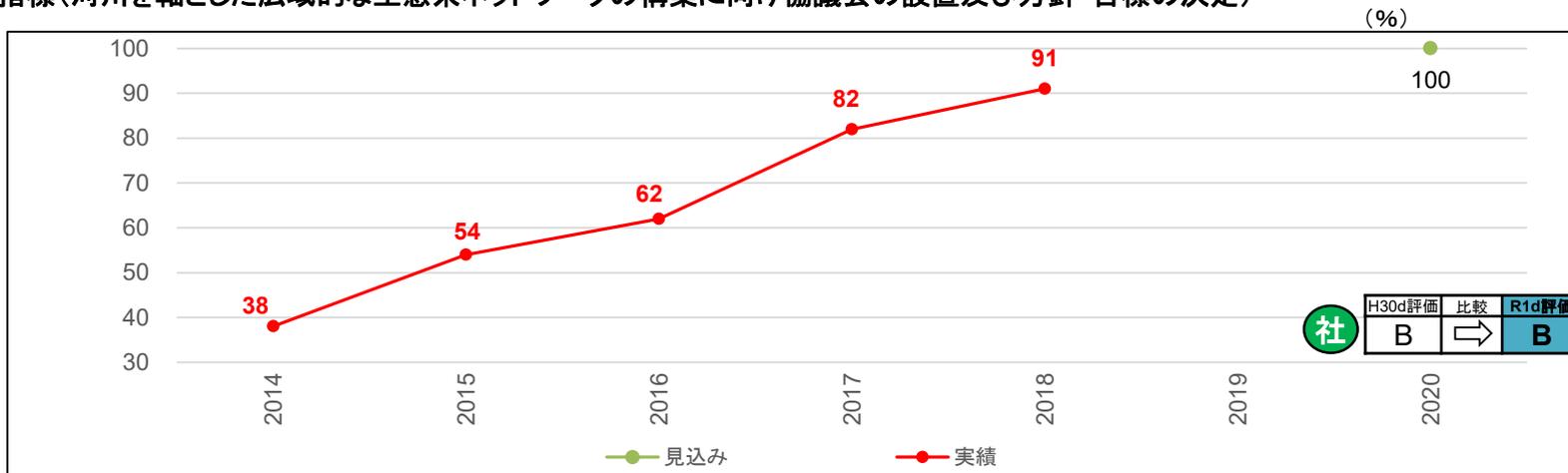
今後も、社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

流域連携の広域化による生態系ネットワーク形成

1. 指標(河川を軸とした広域的な生態系ネットワークの構築に向け協議会の設置及び方針・目標の決定)



2. 平成30年度の実績

生態系ネットワーク形成に向けた取組を推進するため、各地域の取組事例や自治体の取組を支援する制度をまとめ発表した。

また、生態系ネットワーク形成に高い関心を持つ全国の首長から成る「第3回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」を開催し、自治体間の情報共有を行ったほか、「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催し、多様な主体が連携した取組の普及を図った。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

全国各地で、広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置が促進されるよう、関東地域や円山川などの先進地域での検討経緯等をまとめ、各地域へ展開した。

また、昨年度に引き続き「第4回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」を開催し、自治体間で優良事例の共有を行ったほか、「第4回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催し、多様な主体が連携した取組の重要性を発信した。

・水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議: 全国30市町の長がメンバーとなっている。今後もメンバーを増やしつつ取組を全国に展開。

(※) 長沼町、大崎市、坂東市、小山市、野木町、鴻巣市、川島町、野田市、我孫子市、東庄町、いすみ市、越前市、大垣市、羽島市、一宮市、豊岡市、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、鳴門市、阿南市、西予市、四万十市、嘉麻市、出水市

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、全ての対象水系で、広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置及び方針・目標が決定されるよう、円山川、関東地域等の検討結果を各地域へ展開する等して、生態系ネットワーク形成の取組を推進する。

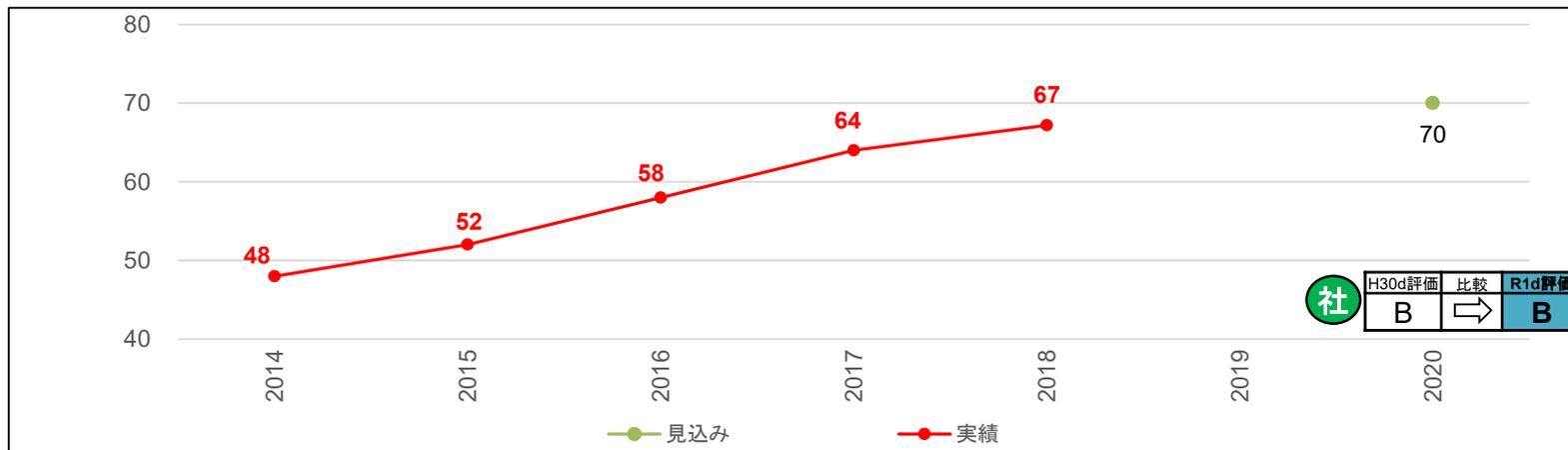
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

河川環境の整備と保全（多自然川づくり）

1. 指標(特に重要な水系における湿地の再生割合)

(%)



2. 平成30年度の実績

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進した。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進している。

全国多自然川づくり会議: 国、都道府県等の職員を対象に「多自然川づくり」について、最近の情勢や取組事例の紹介・意見交換等を実施し、今後の川づくりに寄与することを目的に開催。(令和元年度については、約180名の参加を得た。)

4. 評価

施策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出していく。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

都市と緑・農の共生するまちづくりに関する検討

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

都市農業振興基本計画等を踏まえた、都市と緑・農が共生するまちづくりの推進に関する調査を実施し、良好な都市環境の形成や都市農業の有する多様な機能の発揮に資する優良取組事例集をまとめた。また、「都市緑地法等の一部を改正する法律」によって新設された田園住居地域や特定生産緑地等について、計画的な土地利用コントロールを担う地方公共団体や、土地利用の意思決定を行う所有者等に対し、頻繁に説明会を実施し、周知に努めた。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

昨年度に引き続き、都市と緑・農が共生するまちづくりの推進に関する調査を実施し、良好な都市環境の形成や都市農業の有する多様な機能の発揮に資する取組を検討するとともに、田園住居地域や特定生産緑地等について、地方公共団体や、土地利用の意思決定を行う所有者等に対し、頻繁に説明会を実施し、周知に努めた。

3. 評価

緑地・農地が調和した潤いある豊かな都市空間の形成を図るため、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されたことにより、今後の施策効果が期待されることから、着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後は都市緑地法等の改正を踏まえ、より一層の緑地・農地の保全や緑化を促進するため、制度の普及・即地的な検討・多様な主体の連携による活用方策の開発検討などを行い、良好な都市環境形成に係る取組を推進する。

都市における生物多様性の確保に資する緑地の保全・創出方策

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

地方自治体が実施可能な生物調査とその活用手法の提案(技術資料のとりまとめ)に向け、特に市民参加により生物モニタリングを行っている先行・先進事例を対象に、詳細な情報収集を行い、実施の際のポイントや留意点等を整理した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

前年度に整理した市民参加による生物モニタリングの実施の際のポイントや留意点等について、実際の取組を行う地方自治体や具体の取組について指導・助言を行った経験を持つ有識者の協力を得て妥当性の検証を行い、技術資料の公表に向けた内容の精査・充実を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

公表予定の技術資料について、活用に向けた広報、周知を行う。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

集約型都市構造の実現と連携した広域的な水と緑のネットワーク形成

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

広域的な水と緑のネットワーク形成に寄与する都市郊外部に残された近郊緑地の保全に関し、現地の課題把握のため、統計調査分析を行い、土地利用と緑地の減少との関係性を明らかにした。

また、都市近郊部・郊外部の代表的な区域をモデルとした土地利用行為の詳細調査を5区域で行うとともに、首都圏の9都県市との保全制度情報共有会を設立し、制度の課題と現地の課題を担当者間で共有するプラットフォームの構築を行った。結果、首都圏の1団体では、平成30年度に、法定計画である緑の基本計画の改定に合わせて、近郊緑地の保全方針を具体的に計画に位置づけることにもつながった。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

近年、複数の区域で設置が進んでいる太陽光発電設備が、緑地の減少や斜面地崩壊を起こしていることについて首都圏だけでなく近畿圏からも課題提起があったことから、モデル区域を近畿圏まで拡大し、近畿圏の7府県市との保全制度情報共有会の設立もを行い、今日的な広域緑地のネットワーク形成の課題や対応について意見交換を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も、近郊緑地の適正な保全のため、引き続き、広域的な水と緑のネットワーク形成に関する調査を行うとともに、首都圏と近畿圏の情報共有会の場を活用しながら近郊緑地の保全に関する管理事例集の作成を行い、地方公共団体への普及啓発を行う。

グリーンインフラの推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」の推進において、国内外の事例研究を継続するとともに、全国3ヶ所でセミナーを開催、ポータルサイトを開設し普及啓発を図った。また、今後の推進方策について議論・検討するため、グリーンインフラ懇談会を開催した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の推進に向け、グリーンインフラ懇談会の意見を踏まえ、その方策等をとりまとめた「グリーンインフラ推進戦略」を公表した。また、国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画するグリーンインフラ官民連携のプラットフォームを設立した。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいて、総会、専門部会、シンポジウム等の開催、グリーンインフラプロジェクトの募集・表彰・好事例集の作成、グリーンインフラアドバイザー派遣制度の構築等を行うとともに、先導的グリーンインフラモデルの形成に向けて、地方公共団体に対するハンズオン支援を実施する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

里山砂防の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、砂防堰堤の整備などの対策に加え、山腹保全工や支障木の伐採・搬出などの面的対策について地域住民の参画を図りつつ推進する。



間伐材を活用した山腹保全工



地域住民が参画した
森林施業

国土利用計画等に基づく持続可能な国土管理の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

自然共生の視点を含む「複合的な施策」及び自然的土地利用への転換など新たな土地の用途を見出しプラスに働くような「選択的な国土利用」の普及啓発のためのガイドライン「これからの時代の地域デザイン2 ～土地利用で困ったときの処方箋～」を作成し、自治体や地域活動団体への情報提供を行った。

また、国土管理専門委員会において、「複合的な施策」と「選択的な国土利用」の視点を踏まえ、持続可能な国土の利用・管理を推進するための課題とその対応について、検討した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

国土管理専門委員会において、「複合的な施策」と「選択的な国土利用」の視点を踏まえた2019年とりまとめ「将来的に放置されていくことが予想される土地の管理のあり方」を公表した。

3. 評価

「複合的な施策」及び「選択的な国土利用」等について、国土管理の参考となるガイドラインの作成・普及啓発を行ったほか、国土管理専門委員会において持続可能な国土の利用・管理を推進するための課題と対応についても検討しており、進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、「複合的な施策」及び「選択的な国土利用」等も含め、持続可能な国土管理の推進に資する検討・情報提供等を行う。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

ダム整備にあたっての環境配慮（環境アセス等）

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討をおこなった。各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じているところ。

2. 平成31年度（令和元年度）の取組

ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討をおこなった。各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じているところ。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、ダム事業の実施にあたって、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討をおこない、各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じる。

湖沼調査

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

精進湖、河口湖の湖底地形調査を実施した。これまで調査・整備した全国の湖沼のうち、央道湖、印旛沼などの湖沼データを提供した。また湖沼データから「湖沼図 基図」、「湖沼図 段彩図」を新たに作成し、刊行を開始した。
<https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/lakedata.html>

2. 平成31年度（令和元年度）の取組

本栖湖、山中湖の湖底地形調査を実施した。これまで調査・整備した全国の湖沼のうち、精進湖、河口湖などの湖沼について、湖沼データを提供した。また湖沼データから「湖沼図 基図」、「湖沼図 段彩図」を作成し、刊行した。

3. 評価

これまでに整備してきた湖沼調査の成果については、地理院地図における閲覧、ホームページからのダウンロード、湖沼図の刊行等、多様な方法で広く国民に提供してきており、環境保全、治水・利水、産業開発等の計画、地図帳等の基礎的資料として活用されている。

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、湖沼の湖底地形調査を実施するとともに、湖沼データ、「湖沼図 基図」、「湖沼図 段彩図」を整備・提供していく。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

地域性植物を用いた緑化技術

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

現場の事業者が在来草本を活用した緑化を行う際の参考となるよう、緑化利用の候補となる在来草本の生育特性や種苗の生産方法、事業への導入方法等を解説した技術資料(国土技術政策総合研究所資料No.1014「在来野草の緑化利用に関する技術資料」)について、その活用に向けて、関係学会におけるポスター発表や国土交通大学校における関連研修、関係団体主催の技術講習会の場において内容紹介を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

前年に引き続き、技術資料の活用を推進するよう、国土交通大学校における関連研修の場において内容紹介を行った。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後とも機会を捉まえて、技術資料の広報、周知を行い、地域性植物を用いた緑化の取組の普及を図っていく。

外来種被害防止の取組実施

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- ・外来種対策も含めた河川の環境保全等について、学校教育への教材提供など学校関係者への支援を実施した。
- ・調査研究の一環として、過年度に引き続き、在来草本の種子を採取し、発芽試験及び撒きだし等を実施した。
- ・「船舶バラスト水規制管理条約」のガイドラインに沿って、バラスト水処理設備の事前承認を進めており、平成27年度末時点で、13型式に承認を与えている。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- ・外来種対策も含めた河川の環境保全等について、学校教育への教材提供など学校関係者への支援を実施した。
- ・調査研究の一環として、撒きだし後のモニタリングを行い、種子生産の可能性を調査するとともに、緑化植物リストの作成や播種以外の方法による種苗生産方法の情報の収集整理、地域と連携した在来草本緑化事例の取りまとめ等を実施した。
- ・2017年9月8日に「船舶バラスト水規制管理条約」が発効予定であり、それに伴い「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」一部改正(改正海防法)についても同日で施行されるため、改正海防法の施行前の経過措置として、日本籍船舶用バラスト水処理設備の相当指定及び相当確認を進めている。2017年2月末時点で、6型式に承認(相当指定)を与えている。

3. 評価

外来種被害防止行動計画に基づく当省の施策は着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続きこれらの取組を継続し、我が国の外来種対策の推進に寄与したい

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

ヒートアイランド対策大綱に基づく、人口排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組がそれぞれ実施されている。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、ヒートアイランド対策大綱に基づく、人口排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組が推進されている。

3. 評価

各種取組は着実に進捗している

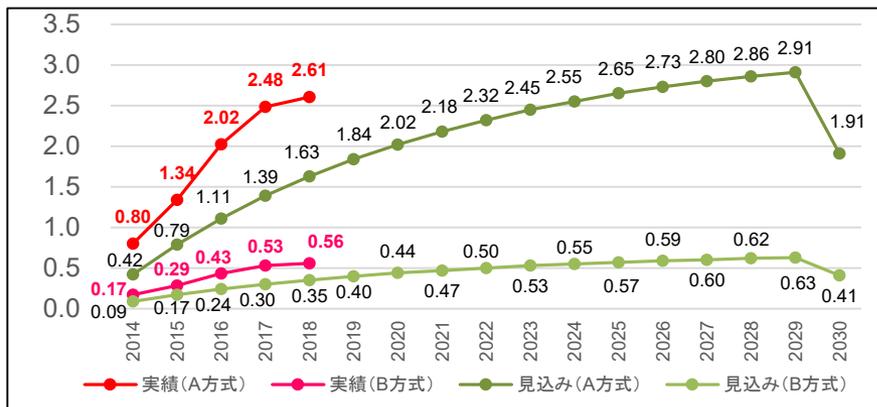
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、上記の各種取組を推進する。

「風の道」を活用した都市づくり、屋上等の緑化の推進

1. 排出削減量の見込と実績

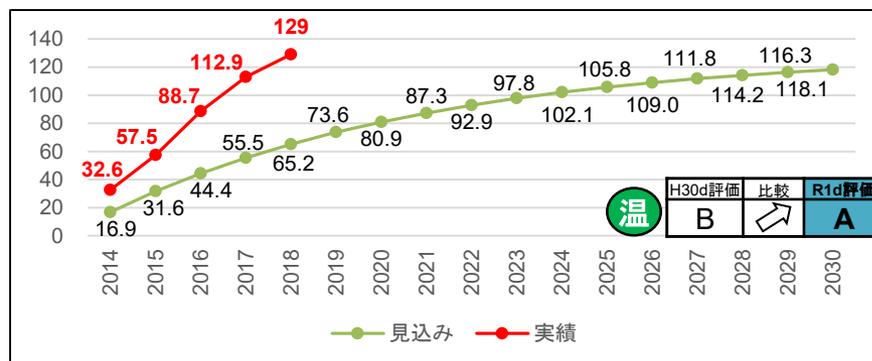
(万t-CO2)



「感覚環境の街作り」報告書(環境省)のデータを用いた算出:A方式

「平成18年度環境と経済の好循環のまちモデル事業」報告書のデータを用いた算出:B方式

(ha)



H30d評価	比較	R1d評価
温 B	⇒	A

3. 評価

見込みを超える面積を整備

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き都市緑化の推進を図る。

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

ヒートアイランド対策及び沿道環境対策の充実強化

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- ・緑陰形成に資する道路緑化を実施するほか、路面温度上昇抑制機能を有する舗装を施工した。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- ・緑陰形成に資する道路緑化を実施するほか、路面温度上昇抑制機能を有する舗装を施工していく。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施していく。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も上記の施策を実施していく。

打ち水の実施による国民へのヒートアイランド問題の意識向上

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- 「水の週間」行事の一環として、以下を実施した。
- ・「打ち水大作戦本部」と協力して都道府県や関係団体に「打ち水大作戦」の実施を呼び掛け。(把握した範囲では、全国で45件実施)

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- 「水の週間」行事の一環として、以下を実施した。
- ・国土交通省内において、「水の週間打ち水大作戦in国土交通省」として打ち水を実施した。
- ・「打ち水大作戦本部」と協力して都道府県や関係団体に「打ち水大作戦」の実施を呼び掛け。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、打ち水を通じて水循環の重要性への関心を高め、水の二次利用等の促進、ヒートアイランド対策など環境問題に対する意識の向上を図る。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

空港周辺環境の改善

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき防音工事が実施された。

平成30年度末における達成率は94.4%※

平成30年度の申請・実施件数は51件

※H27.5.1 国交省告示第623号による那覇空港の騒音対策区域一部拡大により、対象家屋が約1,200件増加したため、平成26年度末の達成率(95.2%)より減少している。

また、関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき防音工事が実施されている。

令和元年度末における達成率は現在集計中(4月予定)

令和元年度の申請・実施件数は現在集計中(4月予定)

また、関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

3. 評価

対象となる世帯は特定されており、徐々にではあるが実績値は着実に伸びていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

目標達成に向け関係市町村等との連携を強化し、空港毎に未実施家屋の把握に努めるとともに、対象家屋からの補助申請を促す取組を進めることとする。



※Lden: 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

- 項目5-1 建設リサイクルの推進
- 項目5-2 既存住宅流通・リフォームの促進
- 項目5-3 リサイクルポート施策の推進
- 項目5-4 海面処分場の計画的な整備の推進
- 項目5-5 環境及び安全に配慮したシップリサイクルの推進

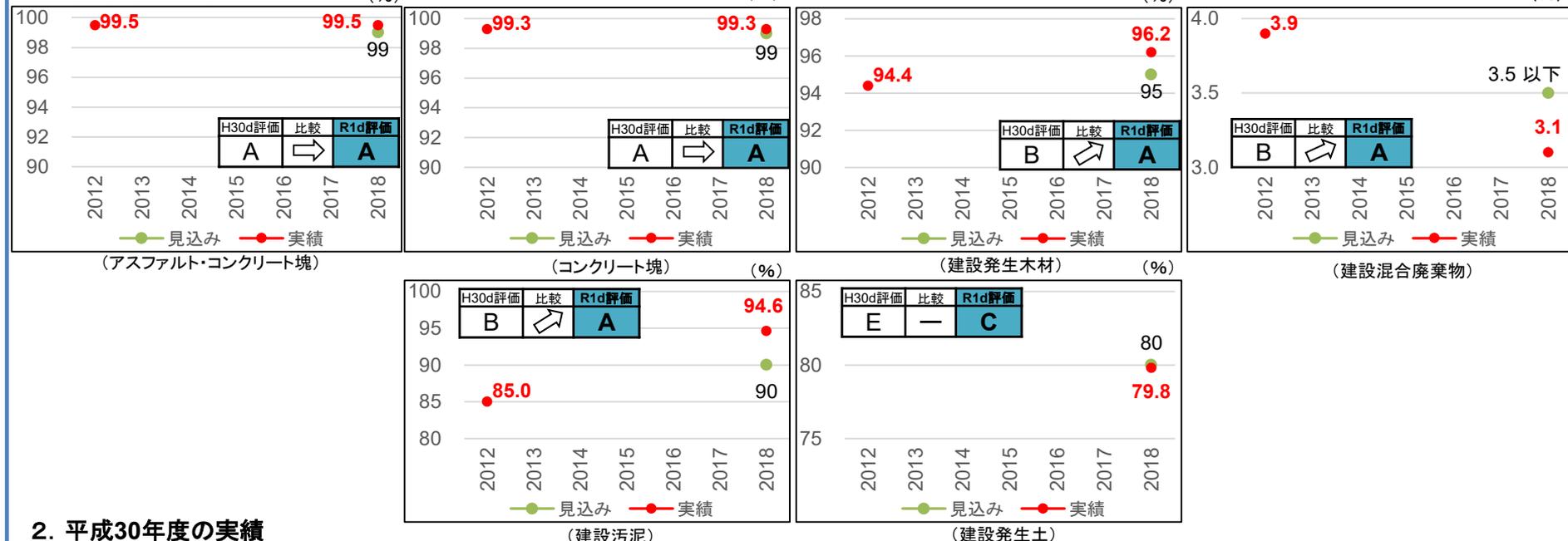
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-1 建設リサイクルの推進

建設リサイクルの推進

建設リサイクル
推進計画2014

1. 指標(建設副産物実態調査)



2. 平成30年度の実績

- 建設発生土の官民マッチングを更に拡大するため、「建設発生土の官民有効利用マッチング運用マニュアル(案)」(以下、「運用マニュアル(案)」という。)を地方公共団体等にも広く周知し、マッチングが15件実現した。
- 「建設リサイクル推進計画2014」の計画最終年度であるため、各施策の取り組み状況を把握・整理するとともに、「建設副産物実態調査」を実施し、目標達成状況を評価する準備を行った。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

- 建設発生土の官民マッチングを更に拡大するため、運用マニュアル(案)の改訂および、建設発生土のマッチングを支援する「コーディネーター制度」のマニュアル(案)の作成、試験的運用を行った。
- 「建設副産物実態調査」の結果を公表するとともに、建設リサイクル推進施策検討小委員会を開催し、「建設リサイクル推進計画2014」の各施策の評価、次期推進計画策定に向けた施策の検討を実施した。

4. 評価

- 「建設副産物実態調査」の結果、「建設リサイクル推進計画2014」の目標を概ね達成しており、着実に建設リサイクルが進んでいると評価。

5. 対策・施策の追加・強化等

- 令和2年度は平成30年度に実施した「建設副産物実態調査」の結果や、「建設リサイクル推進計画2014」の各種施策の評価等を踏まえ、次期建設リサイクル推進計画を策定予定。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-1 建設リサイクルの推進

建設リサイクル法の徹底

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

5月、10月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。

[パトロール実績]

5月：7,511人・時間、現場数5,774件、助言・勧告429件

10月：7,675人・時間、現場数5,948件、助言・勧告402件

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

6月、10月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。

[パトロール実績]

6月：7,350人・時間、現場数5,853件、助言・勧告474件

10月：6,438人・時間、現場数5,336件、助言・勧告431件

3. 評価

「建設リサイクル法の徹底」のため、平成14年から継続的に工事現場のパトロールを実施しており、平成30年度の建設系廃棄物の不法投棄件数は124件(直近10年平均比▲9.6%)に減少しているなど対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後は、引き続きパトロールを実施するとともに、分別解体の徹底のために必要な情報提供等を行っていくなど建設リサイクル制度をとりまく様々な課題を克服するため、必要な措置について取り組んでいく。

公共工事における環境物品等の調達促進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進した。

公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げられている資材、建設機械を使用した公共工事の調達を積極的に推進した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、国民からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく。

3. 評価

平成29年度調達方針において、判断の基準を満足する物品の、調達総量に対する調達量の割合で目標設定を行った品目については、全て100%を目標としていたところであり、調達方針に定めた目標を概ね達成している。

引き続き、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることも留意しつつ、調達実績を踏まえ、より適切なものとなるように検討していく。

4. 対策・施策の追加・強化等

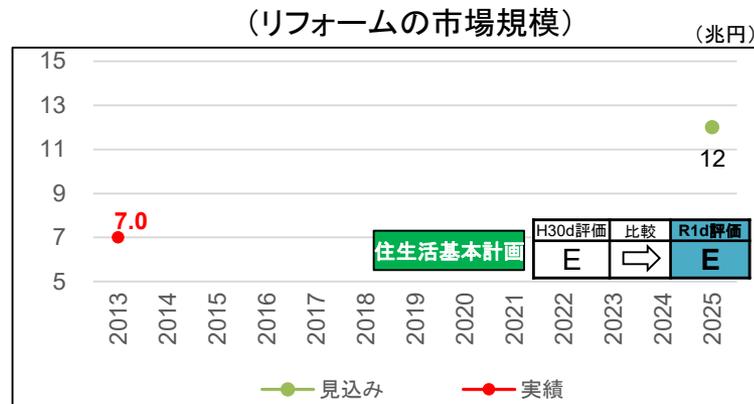
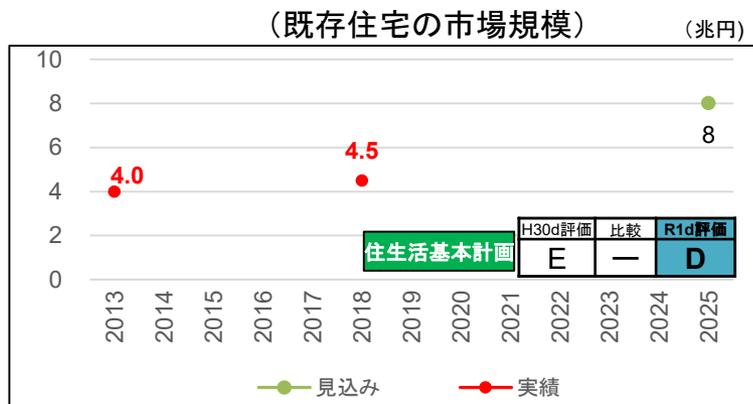
引き続き、環境負荷の低減を図るというグリーン購入法の趣旨を徹底し、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-2 既存住宅流通・リフォームの促進

既存住宅流通とリフォームの促進

1. 指標



2. 平成30年度の実績

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備を進めた。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保を図った。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進した。
- ・耐震性があるなど消費者が安心して購入できる既存住宅に対し国が商標登録をしたロゴマークの使用を認める「安心R住宅」制度の運用を開始した。
- ・宅地建物取引業法改正により、売主及び買主が安心して取引できるよう、宅建業者がインスペクションの活用を促す取引環境整備を図った。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備を進める。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進。
- ・耐震性があるなど消費者が安心して購入できる既存住宅に対し国が商標登録をしたロゴマークの使用を認める「安心R住宅」制度の普及・促進。

4. 評価

- ・既存住宅の市場規模は目標の達成にむけて更なる取組が必要。
- ・リフォームの市場規模は現在集計中のため、来年度評価を行う。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・今後も引き続き、既存住宅流通とリフォームの促進を図る。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-3 リサイクルポート施策の推進

項目 5-4 海面処分場の計画的な整備の推進

リサイクルポート施策の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

静脈物流ネットワークの形成に向け、岸壁等の港湾施設の確保や官民連携の促進といった必要な支援を実施。

平成29年度に開催した「リサイクルポート施策の高度化研究会」においてとりまとめた結果をもとに、リサイクルポート推進協議会のもとに新たな部会を設置し、リサイクルポート施策の高度化に向けた検討を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

港湾施設の整備や港湾における循環資源取扱いの運用改善、官民連携推進といった総合的な支援を講じるとともに、リサイクルポートを中心とした国内外の静脈物流ネットワークを構築する。

平成30年度に新たに設置された部会においては、鉄スクラップ輸出、港湾を活用した災害廃棄物の広域処理等に関する検討を行う。

3. 評価

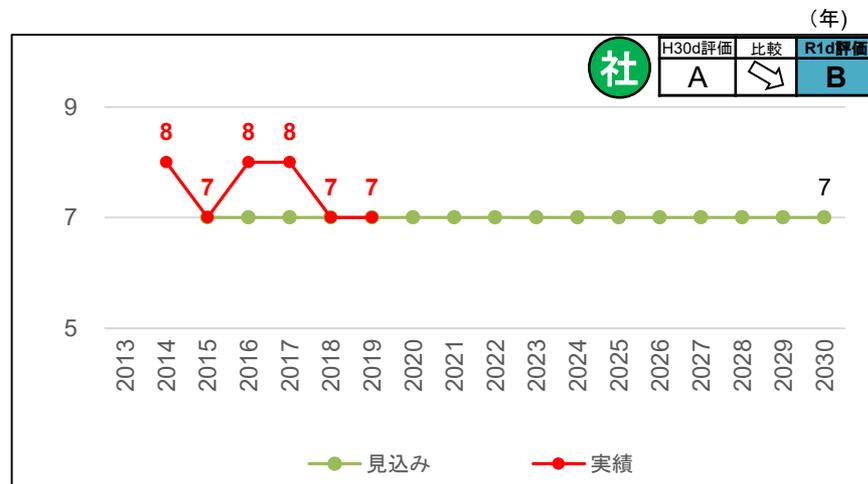
循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し(令和元年3月時点:指定港22港)、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源取扱施設の整備、循環資源の取扱いに関する運用等の改善を実施することで、循環型社会の構築に貢献していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、静脈物流ネットワークの形成や、社会情勢やニーズの変化に対応した取組を推進する。

海面処分場の計画的な整備の推進

1. 指標(廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数)



2. 平成30年度の実績

全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を行った。

3. 平成31年度(令和元年度)の取組

全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を行う。

4. 評価

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数は7年となっており、目標値を達成している。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-5 環境及び安全に配慮したシップ・リサイクルの推進

シップ・リサイクル条約の早期発効に向けた取組の推進

1. 平成30年度の実績

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

- 我が国の条約締結に向け、平成30年6月に国内担保法を公布。
- シップ・リサイクル条約の早期発効に向け、平成30年10月に開催された日印首脳会談において、安倍総理から、インドの早期条約締結を期待する旨言及。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- 主要解体国である中国の早期条約締結に向け、平成31年4月の日中ハイレベル経済対話等の政府間協議の機会を捉えて、働きかけを実施。
- 令和元年5月に英国・ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において、シップ・リサイクルに関する国際セミナーを開催。
- ODAを通じたインドのシップ・リサイクル施設の改善を支援。

3. 評価

平成31年3月、我が国は、条約加入書をIMOに寄託し、締約国となった。また、令和元年11月にはインドが同条約を締結するなど、条約発効に向けた国際的機運が高まっており、着実な進捗が見られる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、条約の早期発効を目指し、主要解体国の早期条約締結に向けた働きかけに努める。

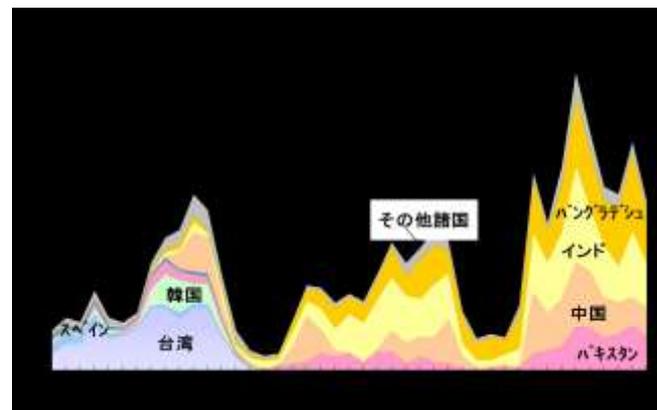
(参考)

シップ・リサイクル条約は、主に開発途上国で行われる船舶の解体における労働安全の確保と環境保全を目的として、IMOにて平成21年に採択された条約。

同条約の発効要件は、①15ヶ国以上が締結、②締約国の船腹量が世界の40%以上及び③締約国の解体能力が船腹量の3%以上であるところ、令和2年1月末時点の充足状況はそれぞれ①15ヶ国、②30.2%及び③2.6%※となっている。

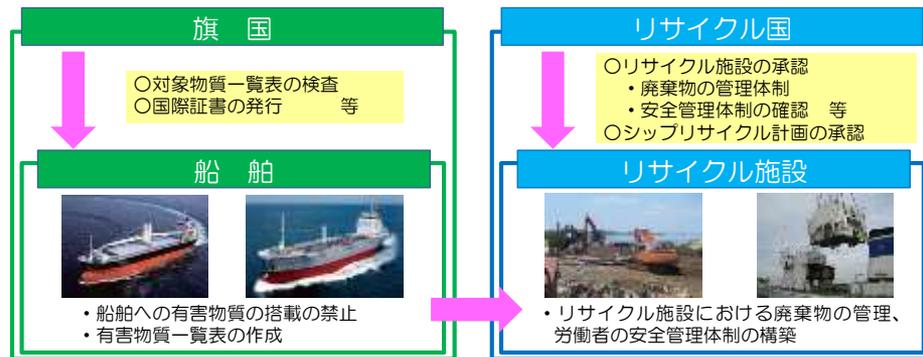
※締約国の船腹量を世界の40%と仮定

開発途上国におけるリサイクルの現場



(出典)IHS資料

シップ・リサイクル条約の概要



柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

- 項目6-1 モビリティマネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換
- 項目6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進
- 項目6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進
- 項目6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進
- 項目6-5 政府実行計画に基づく環境対策の推進

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-1 モビリティマネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換

コミュニケーションによる国民のかしこい環境行動への転換

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

環境に配慮した交通行動を推進するため、交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、交通環境学習(モビリティ・マネジメント教育)のさらなる普及促進を図り、自治体と小中学校への支援を行うとともに、作成した教材等を交通エコロジー教室等で活用した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

自治体及び学校への支援による継続実施、教育宣言(指針)及び教員向け手引き書の普及、フォーラムの開催、ポータルサイト及びメールマガジンによる情報発信等により、モビリティ・マネジメント施策を推進する。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、自治体及び学校への支援による継続実施、教育宣言(指針)及び教員向け手引き書の普及、フォーラムの開催、ポータルサイト及びメールマガジンによる情報発信等により、モビリティ・マネジメント施策を推進していく。

交通エコロジー教室の開催

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

・各地方運輸局において、可能な範囲で、国民に対する日々の行動の環境への影響に関する理解の増進、環境負荷の小さい移動の習得等に向けた取組みを実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための取組みを実施する。

3. 評価

施策は着実に進捗していると評価できる

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き可能な範囲で、環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための取組みを実施する。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-1 モビリティマネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換

表彰、セミナー等の開催を通じたかしこい環境行動の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- ・関係団体と連携し、「エコドライブ活動コンクール」において、優良事業者の表彰(国土交通大臣賞)を行った。また、エコドライブ推進月間である11月に「エコドライブシンポジウム」を開催する等、広報・啓発活動に努めた。
- ・「EST(環境的に持続可能な交通)普及推進フォーラム」を開催し、講演やパネルディスカッション、地域の交通環境対策に取り組む事業者や自治体等の優良事例の共有等を通じて、ESTの普及啓発に取り組んだ。
- ・エコ通勤に関して、大臣表彰(交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰)にて1件の優れた事例を表彰した。また、地方運輸局主催のエコ通勤セミナー等を通じ、広報活動を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、表彰やセミナー開催、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等により、エコドライブ、EST、エコ通勤等の取組の普及啓発を図り、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用や公共交通機関等への利用転換を図る。

3. 評価

大臣表彰(交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰)や「エコドライブ活動コンクール」、「EST交通環境大賞」などを通じて、優れた事業者の取組や功績を表彰するとともに、シンポジウム等によりその取組を広く紹介し、かしこい環境行動の推進に努めた。

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、表彰やセミナー開催、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等により、エコドライブ、EST、エコ通勤等の取組の普及啓発を図り、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用や公共交通機関等への利用転換を図る。

エコドライブ、ESTに関する表彰やシンポジウムの開催等による促し

- ・「エコドライブ活動コンクール」、「EST交通環境大賞」の表彰
- ・「エコドライブシンポジウム」、「ESTフォーラム」の開催



表彰、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等によるエコ通勤の促し

- ・取組開始 : 21年6月～
- ・登録総数 : 742事業所(H31年3月末現在)
- ・交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰



柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

海上貨物輸送を一定以上利用している荷主、物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定。

平成30年4月に平成29年度の認定事業者(荷主19者、物流事業者21者)を決定。同年7月に特に貢献度の高い優良事業者(荷主18者、物流事業者18者)に対して国土交通省海事局長表彰を実施した。

また、海運モーダルシフトのさらなる推進を図るため、平成29年6月に公表した「内航未来創造プラン」に基づき、海運事業者、荷主企業、運送業者、行政等からなる「海運モーダルシフト推進協議会」を開催し、モーダルシフトに資する船舶の情報を一括して提供するシステムの構築、優良事例の一層の共有・展開の為の新たな表彰制度(海運モーダルシフト大賞)の創設等に向けた議論を実施。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

令和2年1月に令和元年度の認定事業者(荷主12者、物流事業者16者)を決定。同年2月に認定事業者中25者を特に貢献度の高い優良事業者として、また最も貢献度の高い荷主1者、物流事業者1者を海運モーダルシフト大賞として国土交通省海事局長表彰を実施。

また、モーダルシフトに資する船舶の情報を一括して提供するシステムの運用に向けた検討を実施。

3. 評価

令和元年度までにエコシップマーク認定事業者数は、荷主が158者、物流事業者が180者であり、順調に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、エコシップマークの活用や、国土交通省海事局長表彰の実施等によりモーダルシフトのさらなる促進を図る。

運輸事業者等における環境配慮活動の選択の促し

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、グリーン経営認証取得に向けた講習会を開催するなど、トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各業種の認証制度の普及・促進を行った。

平成30年度においては63件の事業所が新規にグリーン経営認証を取得。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

グリーン経営認証取得講習会の開催や制度メリットの積極的広報等を継続して実施するとともに、更なる認証制度の普及・促進に向けて取り組む。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、グリーン経営認証取得講習会の開催や制度メリットの積極的広報等を行うとともに、予算・助成、融資、普及啓発等の面で関係省庁や関係団体等に働きかけ、更なる認証制度の普及・促進に向けて取り組む。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

自動車及び内航海運分野における燃料消費量の正確な把握に資する統計の整備・見直し

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、行政記録情報の活用等による報告者負担の軽減にも留意した交通統計の更なる整備を行うこと、また、統計の正確性の確保等を図るため、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を検討することが求められている。

自動車燃料消費量調査については、調査票の回収率・記入率の向上を通じた正確性の確保を図るため、e-survey(政府統計オンライン調査総合窓口)の導入に向けた検討・準備等を行った。

内航船舶輸送統計調査については、燃料消費量を継続して精緻に把握するため、母集団構造を把握する「内航船舶輸送統計母集団調査」を実施し、標本設計の正確性について確認を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

平成31年度(令和元年度)においても引き続き自動車燃料消費量調査及び内航船舶輸送統計調査を実施し、統計の蓄積を行ったほか、交通政策・環境政策への活用及び国民への正確な情報提供等を図るため、自動車燃料消費量調査については、e-surveyの運用開始、内航船舶輸送統計調査においては、平成30年に実施した「内航船舶輸送統計母集団調査」の結果に基づき、燃料消費量の正確な把握に資する標本設計の見直しを行った。

3. 評価

自動車及び内航海運分野における、燃料消費量の統計に係る品質の維持・向上を達成した。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、交通政策・環境政策への活用及び国民への的確な情報提供等に資するため、調査を実施していく。

産業界の自主的取組(低炭素社会実行計画)の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会第33回合同会議(平成31年3月開催)において、平成29年度(2017年度)実績を確認した。すべての団体で2020年度目標・2030年度目標を策定している。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

国土交通省関係団体に対して、平成30年度(2018年度)実績等について進捗点検を実施している。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、進捗点検等を通じて、自主的取組(低炭素社会実行計画の策定等)を推進していく。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進

気候変動・防災に関する知識の普及啓発

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- ・気候講演会を6回開催した。
- ・防災気象講演会等を42回開催した。
- ・地球環境に関わる出前講座を223回行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- ・気候講演会を3回開催した。
 - ・防災気象講演会等を32回開催した。
 - ・地球環境に関わる出前講座をX回行った。
- (これから照会をかけて翌年度初めに集計予定)

3. 評価

地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として「気候講演会」を開催し、また、気象や地震に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、全国の地方気象台等が「防災気象講演会」や地球環境に関わる「出前講座」を開催しており、気候変動・防災に関する知識の普及啓発が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き気候変動・防災に関する知識の普及啓発を推進していく。

気候講演会

気候変動、地球温暖化問題の解説を行う「気候講演会」を実施



講演内容(例)

- ・地球温暖化
- ・異常気象・気候変動と農業
- ・気候変動と海洋
- ・異常気象の実態

出前講座・イベント

「防災気象情報とその利用」、「台風に備えて」等をテーマに、気象庁及び全国の気象台で展開



柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

海辺の環境教育の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国20箇所で開催した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国20箇所程度で開催の見込み。

3. 評価

全国で良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然体験・環境教育プログラムが開催されており、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を開催し、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発を実施する。

河川における環境教育の推進

H30評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成30年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所305箇所となっている。また、教科書出版社への説明会や資料提供を実施。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

平成31年度(令和元年度)で、「子どもの水辺」登録箇所305箇所の見込み。また、教科書出版社への説明会や資料提供を実施

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、地域と連携し、河川を活かした学習、自然体験活動を推進するとともに、学校教育関係者と連携しながら、学校教育への教材提供を進める。

「子供の水辺」での活動



松島湾アマモの花枝(種)採取会
(宮城県、塩竈市桂島)



干潟体験学習
(熊本県、熊本港)



(小瀬川(広島県))



(桐生川(群馬県))

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

都市公園等における環境教育の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を引き続き推進。

3. 評価

利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行っており、環境教育等が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き上記の施策を行う

エコツーリズムを活用した体験、教育機会の拡大

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

(広域周遊観光促進のための観光地域支援事業)

○自然・異文化・アクティビティのうち、複数の要素からなるアドベンチャーツーリズムを推進する北海道釧路市において、訪日外国人旅行者等向けにマリモ等の自然の観光資源を活かしたツアーの造成や、旅行商品の磨き上げのためのモニターツアー等の取組を支援した。

(テーマ別観光による地方誘客事業)

○前年度同様、インバウンド誘客のため、空港でのアンケートやモニターツアー等の調査を支援し、的確な海外への情報発信につなげた他、各地域の持つツアー実施のノウハウのマニュアル化を支援し、各地域での安全で魅力的なツアーの提供につなげた。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

(広域周遊観光促進のための観光地域支援事業)

○京都府南丹市美山町において、訪日外国人旅行者等向けにトレッキングや農業体験といった、自然の観光資源を活かしたエコツアーのモデルコースの造成や、旅行商品の磨き上げのためのモニターツアー等の取組を支援している。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」において、エコツーリズム促進の取組を対象として選定した場合に支援していく。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

多様な主体の連携協働の促進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

多様な主体が連携した生物多様性保全活動を推進するため、有識者等による検討会を開催、今後の課題や具体的な取組をとりまとめた報告書を作成、公表した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

多様な主体が連携した生物多様性保全活動を推進するため、平成29年度にとりまとめられた報告書にもとづき、環境省と連携し地方公共団体等への周知等を実施した。

3. 評価

多様な主体が連携した生物多様性保全活動の推進に向け、今後の課題や具体的な取組の明確化により、施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後の課題や具体的な取組について、関係省庁と連携し取り組んでいく。

企業等による緑化を推進するための評価、認定制度の普及推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

企業等が所有する土地における緑の保全・創出活動を公正に評価する「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」の取組を普及・推進しているところである。SEGESには、①事業者が所有する緑地の優良な保全、創出活動を認定する、既存緑地版SEGES「そだてる緑」、②開発、建築に伴う優良な緑地環境計画を認定する、都市開発版SEGES「つくる緑」、③快適で安全な都市緑地を提供する取組を認定する、「都市のオアシス」認定の3つのシリーズがある。

平成30年度は既存緑地版SEGES「そだてる緑」について2箇所、「都市のオアシス」認定について6箇所を認定。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

既存緑地版SEGES「そだてる緑」について1箇所、「都市のオアシス」認定について5箇所を認定。

3. 評価

着実に認定件数を増やしていることから、対策は着実に進捗していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続きSEGESの取組を推進する。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

項目 6-5 政府実行計画に基づく環境対策の推進

政府実行計画に基づく国土交通省実施計画による環境対策の推進

1. 平成30年度の実績

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、財・サービスの購入・使用、建築物の建築・管理その他の事務及び事業に関し、率先的に取組を実施。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

平成28年5月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に基づき、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用、その他の事務及び事業等に関し、温室効果ガスの排出量削減等に向け率先的に取り組む。

※平成28年度に新たな政府実行計画が策定され、温室効果ガス排出量については、2013年度を基準として2030年度までに40%削減することを目標とし、また、中間目標として、政府全体で2020年度までに10%削減を目指すことから、国土交通省としても同計画に基づき温室効果ガスの排出削減目標を目指すこととする。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

平成28年5月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に基づき、新たな国土交通省実施計画による環境対策を推進するため、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用、その他の事務及び事業等に関し、温室効果ガスの排出量削減等に向け率先して取り組む。

政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

1. 平成30年度の実績

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

関係府省の施設管理者に対して、各種会議で環境省等と連携し政府実行計画の周知を行うとともに、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の取組に関する情報提供等の技術的支援を行った。

また、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対し、省エネルギーの取組に関する情報提供等の技術的支援を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

関係府省の施設管理者に対して、各種会議で環境省等と連携し政府実行計画の周知を行うとともに、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の取組に関する情報提供等の技術的支援を行う。

また、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対し、省エネルギーの取組に関する情報提供等の技術的支援を行う。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、政府実行計画の周知や関係府省の取組に対する技術的支援を推進する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

- 項目7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進
- 項目7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進
- 項目7-3 気象情報による環境貢献の高度化
- 項目7-4 地球地図の整備による環境貢献
- 項目7-5 ICTを活用した環境貢献の高度化

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

海運分野における国際的枠組み作りと技術研究開発・新技術の普及促進の一体推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

- 平成30年4月に開催された国際海事機関(IMO)の会合において、我が国代表団は先進国と途上国の架け橋となる等、特定セクターでは初となるような目標(国際海運からの今世紀中の温室効果ガス(GHG)排出ゼロ)を掲げた「GHG削減戦略」の採択に貢献した。
- 国際交渉の我が国の主導を通して、地球温暖化対策に貢献しつつ我が国海事産業の競争力強化を図るため、平成30年8月に、産官学公連携の「国際海運GHGゼロエミッションプロジェクト」を立ち上げ、平成31年5月に開催された同IMO会合に提案する「GHG削減戦略」の着実な達成に向けた具体的対策案を取りまとめ提出した。
- IMOにおける新造船の燃費規制のレビューのとりまとめを我が国が行い、国際的な合意形成を行った。
- 2020年からの船舶燃料油硫黄分濃度規制強化に向けて、IMOにおいて統一的なガイドライン案に関する議論を主導するほか、規制の実施に当たっての国際的な不正防止対策として、具体的な監督措置や不正情報の共有方法等について我が国が提案し、国際交渉を主導した。また、国内では、海運・石油業界も含めた協議会を2度開催し、規制適合油の性状に関する懸念の共有を図るとともに、規制適合油を安全に使用できる対策を検討し、海運事業者等がSOx規制強化に円滑に対応できるよう努めた。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

- 平成30年度に立ち上げた「国際海運ゼロエミッションプロジェクト」において、新たな国際枠組みとして就航済み船舶への燃費性能規制(EEXI: Energy Efficiency Existing Ship Index)をとりまとめ、IMOに提案した。
- 上記プロジェクトの下で、「GHG削減戦略」におけるGHG排出ゼロの中長期目標の早期実現に向け、革新的省エネ・脱炭素技術の開発・普及の方向性や課題等を取りまとめたロードマップを策定した。
- 平成25年に発効した新造船燃費規制の強化策をとりまとめ、令和元年5月にIMOでの合意に導いた。
- 2020年1月からの船舶燃料油硫黄分濃度規制強化に向けて、IMOにおいて統一的なガイドライン案に関する議論を主導し、策定に導いた。また、さまざまな内航船でトライアル運航を行い、円滑な燃料油の切り替えが可能であることを確認し、海運業界が規制適合油を適切に使用できるよう、規制適合油の使用に関する手引き書を公開した。

3. 評価

- 我が国は、これまでIMOにおいて、国際海運分野の温暖化対策に係る主要な議論(燃費規制、燃料消費実績報告制度、IMO温室効果ガス削減戦略等)を主導し、着実に成果を得ている。

4. 対策・施策の追加・強化等

- 今後、IMOにおいて、燃費規制の今後の方向性に関する審議や、IMO GHG削減戦略の着実な達成に向けた取組に関する審議が行われる予定のところ、引き続き国際交渉を主導し、我が国海事産業の国際競争力強化を図りつつ、地球温暖化対策に最大限貢献する。
- SOx・PM規制については、競争条件の確保に向けた国際的な不正防止対策等に取り組む。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

航空分野における国際的枠組み作りの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成29年度に引き続き、国際航空分野におけるカーボンオフセット制度(CORSIA)実施に向けた国際標準(国際民間航空条約附属書)の作成を行うべく、ICAOにおける専門家レベルによる技術的検討に参画した。この結果、6月に開催された第214会期ICAO理事会において、同附属書が採択された。また、CORSIAのうち2019年から開始される排出量の把握制度について各国が円滑に導入できるよう、アジア地域の途上国に対し技術支援を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

CORSIAの円滑な実施のため、附属書のガイダンスや関連基準についての検討を行うICAOの専門家会合に参画し、その結果ガイダンス等が採択された。また、平成30年度に引き続きアジア地域の途上国に対し技術支援を行った。

さらに令和元年10月に開催された第40回ICAO総会において長期目標の実現可能性調査を行うことが決議されたことを受け、12月に開催された航空環境保全委員会(CAEP)ステアリング・グループ会合において、我が国から削減施策の検証に基づくボトムアップの目標を2022年の総会に向けて検討すること、そのためのタスクグループの設置を提案し、当該提案に基づきタスクグループの設置が合意された。

3. 評価

技術的検討への参画及び途上国への支援活動を通じ、令和3年からのCO2排出量オフセット実施に向け、着実に作業が進んでいると評価できる。また、CAEPステアリング・グループ会合では我が国の提案するなど積極的に議論に参画している。

4. 対策・施策の追加・強化等

令和3年からのオフセット実施に向け、オフセットに使用できるクレジットや排出削減のために使用できるバイオジェット燃料の選定に係るICAO内の議論に引き続き積極的に参画すると共に、今後とも我が国の知見を各国と適宜共有する。

下水再生水利用等における国際標準化の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

ISO/TC282における「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)では、日本が議長を務め、性能の評価方法等に関する国際規格の策定作業を推進した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

ISO/TC282における「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)では、日本が議長を務め、リスボンやテルアビブで開催された会議に参加し、個別技術の性能の評価方法等に関する国際規格の策定作業を推進した。

3. 評価

日本が議長国を務める「リスクと性能の評価」に関する分科委員会において、温室効果ガス排出量をベースとした処理システムの性能評価に関する国際規格を発行するなど、策定作業が着実に進んでいると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

オゾン処理、紫外線消毒および膜ろ過などの開発に向けて専門委員会(TC282)にて、継続して議論

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的环境技術利用・海外展開の一体的推進

国際的な議論への参画

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

国際会議への積極的な参画

- 以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードした。
- ・第13回日米治水及び水資源管理会議(平成30年5月:アメリカ・ワシントン)
 - ・NARBO インターナショナルワークショップ(平成30年6月:タイ・バンコク)
 - ・シンガポール国際水週間(平成30年7月:シンガポール)
 - ・韓国国際水週間2018(平成30年9月:韓国・大邱)
 - ・第11回OECD水ガバナンスイニシアチブ会合(平成30年11月:スペイン・サラゴサ)
 - ・国連気候変動枠組条約第24回締結国会議(平成30年12月:ポーランド・カトヴィツェ)

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

国際会議への積極的な参画

- 以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードするための取組を実施した。
- ・日本－世界銀行水と災害に関するセミナー(令和元年6月:アメリカ・ワシントン)
 - ・ストックホルム世界水週間(令和元年8月:スウェーデン・ストックホルム)
 - ・インド水週間(令和元年9月:インド・ニューデリー)
 - ・ブダペスト水サミット(令和元年10月:ハンガリー・ブダペスト)
 - ・日・マレーシア防災協働対話(令和元年10月:マレーシア・クアラルンプール)
 - ・第13回OECD水ガバナンスイニシアチブ会合(令和2年1月:フランス・パリ)
 - ・G20農業大臣会合準備会合(令和2年1月:サウジアラビア・リヤド)

3. 評価

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今年度以降も様々な水に関する国際会議において世界の水問題に対する議論に参画する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）での国際協力

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

我が国は2003年に事務局を国内（富山市）へ招致するとともに、国土交通省は富山県と外務省と共にその活動に継続的に協力している。平成30年度は、引き続き日本海及び黄海等における海上での油等流出事故への対応のため、NOWPAPが実施する大規模油汚染等対策について近隣諸国との国際的な協力・連携体制の強化等に取り組み、活動に貢献した。

2. 平成31年度（令和元年度）の取組

2019年8月に韓国・ソウルにおいて開催された「第22回NOWPAP・MERRACフォーカルポイント会合」に出席し、船舶からの海洋汚染防止策に係る議論に参画するなど、その活動に貢献した。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、海洋環境保全に係る地域的な国際連携を図るこれらの活動に協力する。

東アジア海域環境管理 パートナーシップ（PEMSEA）への貢献

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

2018年7月にフィリピン・マニラで開催された「第10回東アジア海域パートナーシップ会議」に出席するとともに、東アジア各国より約1000人が参加し、同年11月にフィリピン・イロイロで開催された閣僚級の会合「東アジア海洋会議2018」にも出席し、その活動に貢献した。

2. 平成31年度（令和元年度）の取組

2019年7月にインドネシア・スラバヤで開催された「第11回東アジア海域パートナーシップ会議」に出席し、その活動に貢献した。

3. 評価

東アジア海域における海洋の開発と海洋環境の保全との調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ」に参画することにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境の維持・改善に貢献している。

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、海洋環境保全に係る地域的な国際連携を図るこれらの活動に協力する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及

（新築住宅）

H30d評価	比較	R1d評価
D	⇒	D

（新築建築物）

H30d評価	比較	R1d評価
C	⇒	A

1. 平成30年度の実績

住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築環境総合性能評価システム（CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の開発・普及を推進した。

「CASBEE-ウェルネスオフィス」「CASBEE-オフィス健康チェックリスト」を開発し公表した。

2. 平成31年度（令和元年度）の取組

現在運用されているCASBEE評価方法について、SDGsにおける17の目標の観点から見直し、SDGsの反映を検討することとしている。

現在、24の地方自治体で、建築新築の届出時にCASBEEによる評価が義務付けされている（令和元年12月時点）。

3. 評価

1-7 新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進と同様

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の開発・普及を推進する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

＜国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導＞

- 平成30年5月にスイスで開催された第11回水と災害に関するハイレベルパネル(HELP)に技監が出席。
- 平成30年11月に東京で開催された水と災害に関する国際シンポジウムに技監が出席。
- 平成30年11月に東京で開催された第12回水と災害に関するハイレベルパネル(HELP)に技監が出席。

＜気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催＞

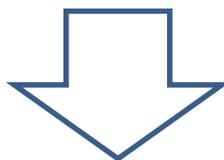
- 平成30年10月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- 平成30年12月に、日本国国土交通省とインドネシア国公共事業・国民住宅省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- 平成31年2月に、日本国国土交通省とミャンマー国防災関係3省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。

＜二国間会議を通じた気候変動適応策に関する意見交換＞

- 平成30年5月に開催した第13回日米治水及び水資源管理会議において、両国の治水事業や渇水への取組等について意見交換を実施。
- 平成30年12月に開催した第28回日中河川及び水資源交流会議において、両国の治水事業や渇水への取組等について意見交換を実施。

＜JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成＞

- 土木研究所ICHARMは、ICHARMにて開発した総合洪水解析システム(IFAS)や降雨流出氾濫(RRI)モデルの汎用性向上を図るとともに、アジア各国で洪水予警報システムとしての活用支援、研修用ツールとしての活用を推進。
- 土木研究所ICHARMは、文部科学省の研究プログラムである「統合的気候モデル高度化研究プログラム」に参画し、フィリピン・ダバオ流域、インドネシア・ソロ川における、現地政府機関の適応策検討に関する研究や活動支援を実施。
- 土木研究所ICHARMにて、以下の研修プログラムを実施。
 - ・博士課程プログラム「防災学」(政策研究大学院大学、H30年度2か国2名博士号取得、3カ国3名新規入学)
 - ・修士課程プログラム「洪水防災」(JICA・政策研究大学院大学、H29-30年度コース10ヶ国14名が修士号を取得、H30-31年度コース8カ国8名入学)
- 土木研究所ICHARMは、平成27年度からユネスコとパキスタン政府と連携したプロジェクト「Strategic Strengthening of Flood Warning and Management Capacity of Pakistan」のフェーズ2を開始。インダス川の大部分を網羅する洪水予警報システム(Indus-IFAS)の機能拡張や研修などを実施。平成30年度にプロジェクトは完了し、最新の洪水予測と浸水モデル化ツールがパキスタン政府に引き渡された。



柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-1 国際的枠組みづくりの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進

地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

<国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導>

- 平成31年6月に米国で開催された第4回国連水と災害特別会合に国土交通大臣政務官が出席。
- 平成31年6月に米国で開催された第13回水と災害に関するハイレベルパネル(HELP)に技監が出席。
- 令和元年11月にフランスで開催された第14回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に技監が出席。

<気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催>

- 令和元年10月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- 令和2年2月に、日本国国土交通省とインドネシア国公共事業・国民住宅省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- 令和2年3月に、日本国国土交通省とミャンマー国防災関係3省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。

<JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成>

- 土木研究所ICHARMは、ICHARMにて開発した総合洪水解析システム(IFAS)や降雨流出氾濫(RRI)モデルの汎用性向上を図るとともに、アジア各国で洪水予警報システムとしての活用支援、研修用ツールとしての活用を推進。
- 土木研究所ICHARMは、文部科学省の研究プログラムである「統合的気候モデル高度化研究プログラム」に参画し、フィリピン・ダバオ川、インドネシア・ジャワ島の河川流域を対象に、両国政府機関と連携しながら、気候変動による影響の分析および適応策について研究活動を開始。
- 前年度に引き続き、土木研究所ICHARMによる博士課程プログラム・修士課程プログラム・各種短期研修などを実施し、途上国の防災行政官の能力向上を図る。
- 土木研究所ICHARMは、ユネスコのプロジェクト「西アフリカにおける気候変動を考慮した水災害軽減のためのプラットフォーム(WADiRe-Africa)」に参画し、ニジェール川、ボルタ川流域の洪水の監視・予測システムの構築と洪水情報による避難等による人的被害の軽減等を目指した研究及び研修を開始。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

<JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成>

- 前年度に引き続き、土木研究所ICHARMによる博士課程プログラム・修士課程プログラム・各種短期研修などを実施し、途上国の防災行政官の能力向上を図る。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進

環境共生型都市開発の海外展開支援の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

平成30年度は、前年度に引き続きミャンマー政府の要請を受け、ミャンマーの都市計画制度整備の支援を行ったほか、マレーシアにおけるTOD型都市開発の案件形成推進調査、MIPIM等における日本の都市開発の魅力発信に係る調査等を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

令和元年度は、前年度に引き続きミャンマー政府の要請を受け、ミャンマーの都市計画制度整備の支援を行っているほかMIPIM等における日本の都市の魅力発信に係る調査等を実施している。また、海外での都市開発事業に対するJCM設備補助について、環境省と連携し周知を行った。加えて、前年度に施行された「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」により、都市再生機構(UR)が海外においてマスタープラン策定等の業務を行うことが可能になったことを踏まえ、今後、タイや中国、オーストラリア等での日本企業の参画促進が期待される。

3. 評価

「インフラシステム輸出戦略」等に基づき、日本型都市開発の推進のため、令和元年度はミャンマー、カンボジア、インド、タイ、ベトナム等における各種調査等を実施しており、海外交通・都市開発事業推進機構(JOIN)による出資案件が2件(3月17日時点)大臣認可されるなど、対策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き「インフラシステム輸出戦略」等に基づき、日本型都市開発の海外展開を推進する。

下水道分野における国際展開の推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

日本の技術と経験を活かし、諸外国の下水道事業の発展に貢献するため、アジア各国(ベトナム、インドネシア、カンボジア、インド等)との政府間会議を開催し、下水道政策に関する助言や下水道推進工法関連規格策定支援(ベトナム)を実施した。

また、アジアにおける汚水管理の意識向上等を目的としたアジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)を設立し、国連サミットで採択されたSDGs(ターゲット6.3「未処理汚水の割合の半減」)の目標達成に貢献するための協力関係を参加国・国際機関及び日本下水道事業団を含む関係機関と構築した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

引き続き、政府間会議等による技術支援(ベトナム、インドネシア、カンボジア等)や下水道関連法制度や改訂版ベトナム版推進工法基準の作成支援等により、相手国の下水道整備を促進した。また、各国からのニーズが高い浸水対策や污泥処理に関する調査をベトナム、ミャンマーで実施した。

アジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)の運営委員会を横浜市において開催し、参加国(カンボジア、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナム、日本)と年次レポートの内容や次年度の総会までの取り組み内容について議論した。

3. 評価

ベトナムにおいて、我が国技術を活用した下水処理場が供用を開始されたり、推進工法が採用された案件が発注されるなど、着実に成果が出ていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、本邦下水道技術の国際展開を促進する。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-3 気象情報による環境貢献の高度化

項目 7-4 地球地図の整備による環境貢献

地球温暖化観測・監視機能の充実・強化

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

台風や集中豪雨等に対する防災機能の向上に加え、地球温暖化をはじめとする地球環境の監視機能を世界に先駆けて強化したひまわり8号・9号による着実な観測を実施した。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

ひまわり8号・9号により着実な観測を継続した。

3. 評価

ひまわり8号・9号による観測は、以下の点から技術力を活かした環境貢献の高度化を推進していると評価できる。

- ・ 台風の進路予測や注意報・警報、日々の天気予報など気象庁が発表する各種情報の基礎データとして利用され、自然災害の防止・軽減に寄与している。
- ・ 海面の温度、海氷の分布、大気中の微粒子等を観測し、地球環境の監視に寄与している。

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、従来行っている陸海空からの地球環境観測に加え、気象衛星による観測を行っていく。

地球地図プロジェクトの推進

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

なし

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

なし

3. 評価

これまでの地球地図プロジェクトの取組によって、多くの国や地域で地球地図データ整備が進み、地球地図プロジェクトに参加する184の国と地域のうち、122の国と地域の地球地図データが公開された。また、地球地図データはIPCC(気候変動政府間パネル)の温室効果ガス吸収算定に用いる標準土地利用データに登録されるとともに、環境問題の項目として地理の教科書や副教材等に使用された。

対策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

平成28年度に地球地図データを国連に移管し、本施策は終了している。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

項目 7-5 ICTを活用した環境貢献の高度化

公共交通におけるビッグデータの活用

H30d評価	比較	R1d評価
○	⇒	○

1. 平成30年度の実績

ビッグデータを活用した公共交通計画策定支援ツールについて、新たにビッグデータ(人口流動統計)を活用した発展・高度化版ツールの普及、活用促進を行った。

2. 平成31年度(令和元年度)の取組

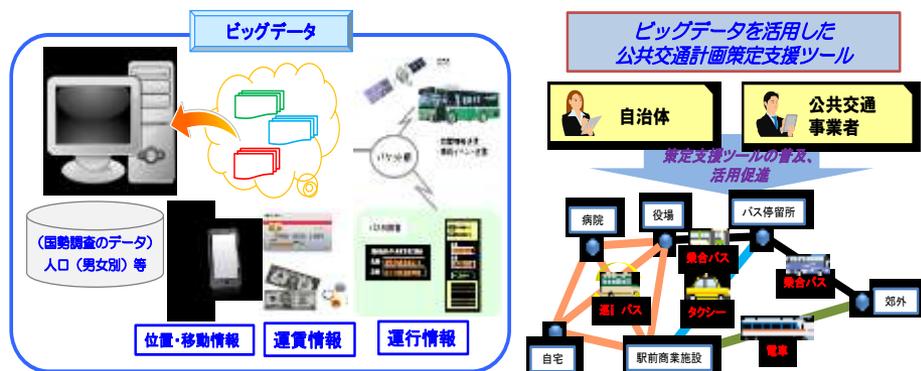
公共交通計画策定支援ツールの利用に係る手続きを簡略化し、より一層の普及、活用促進を行った。

3. 評価

ビッグデータを活用した公共交通計画策定支援ツールを希望者(地方自治体、民間コンサル等)に提供しており、地方自治体における公共交通計画の策定・変更の検討に活用されるなど、施策効果は着実に上がっていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

公共交通計画策定支援ツールの普及、活用促進を行っていく。



公共交通の活性化

ページ	施策
15	・自動車の燃費の改善 ・環境対応車の普及促進等
15	エコドライブの推進にかかる広報活動や普及促進のための環境整備
16	道路交通流対策の推進（高速道路利用率）
18	公共交通機関の利用促進
19	港湾における総合的な低炭素化の推進
20	港湾の最適な選択による貨物の陸上距離の縮減
21	トラック輸送の効率化
21	共同輸配送の推進
22	モーダルシフト等の推進
24	鉄道のエネルギー消費効率の向上
24	省エネに資する船舶の普及促進
25	航空における低炭素化の促進
26	新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進
33	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト) による省エネ技術の普及 ・下水道処理場における省エネ・省CO₂ 採択の推進 ・B-DASHプロジェクトによる下水道資源の有効利用技術の普及・下水道資源の有効利用による創エネ等の推進
34	燃費性能の優れた建設機械の普及促進
35	都市緑化等の推進
40	下水道資源の有効利用による創エネ等の推進（下水汚泥エネルギー化率）
72	「風の道」を活用した都市づくり、屋上等の緑化の推進